

第五節：労基法違反後遺症症候群

➡病気全体の本質・原因が岡短労基法被害後遺症症候群（PTSD）、岡短起因心身症の吟味

《◇-1：労基法違反被害後遺症症候群について》

病気の原因については、主治医は「はっきりしている。現在の職場（岡短）です」と明確に岡短が原因であると診断を下されている。1998年1月の主治医の辞職勧告、更に98年11月12日の診断書では、岡短原因の心身症と診断されている。

また、第1章～第3章第四節迄に記した全体の流れからも岡短因果は間違いないと思われる。

更に、病気の発症状況も完全に岡短一本の時期と一致している（巻末附属資料の資料-1の写真判定のみでさえ一目瞭然である）。これに対する反論及び疑問は単刀直入に聞かれれば、紳士の交渉である限り、第4章第一節に記している（社会常識上当然である）原則において、有利不利に拘わらず、事業団（現独立行政法人雇用・能力開発機構）・岡短（現中国職業能力開発大学校）及び労働省（現厚生労働省）などの疑問には回答をする。

次に病気の原因が岡短の中の何が本質原因かについては、既述の如く単なる労基法違反ではなく、岡短労基法違反被害症候群（PTSD）と心身症と思われる。通常の労基法違反ではなく、生存権そのものを脅かす度合いでの労基法違反と、（最低でも結果としては詐欺による）15年（小学校1年生が大学を卒業するスパンに等しい）長期に亘る強制・貢ぎ労働恐怖症である。具体的に書くことは、既に述べたことと重複するため省略する。ここでは、その仮説を岡短辞職後に起こった事件と対比し吟味し、実証することにある。

勿論、吟味しなくても通常の常識から言っても、**専任確約で招聘（しょうへい）され、貢ぐだけ貢がされ、いざその岡短一本に絞るや、手の平を返した如く、不法行為や労基法違反を平然と行われ、それが下で病気となり、その病気のため他の職場がなくなり岡短が命綱となり、その結果更に不法行為や解雇に怯え続け、そして35歳くらいから45歳くらいまでの平均年収が大体40万円台で暮らしていたらば、精神がおかしくならない人間は通常はいない。**だが念には念を入れての吟味である。

ましてや、本来は人一倍健康であり、また学歴で優劣は決まらないものの、一応関学卒、早大大学院政治学研究科を修了し、特殊な分野では人一倍の能力を持っていれば、尚更こうした状況で十年以上を過ごして病気にならない人間はいないが、念押しのための吟味である。

岡短労基法違反被害後遺症症候群について簡単に解説する。

私の同輩達は、一般に平均年収が1000万円を確実に超え、そして貯金もある。彼らが1000万円盗まれるよりも、私のような状態にある人間が労基法違反で40万円損失の方がダメージは大きい。

山谷や釜ヶ崎の日雇労働者が金を労基法違反で40万円盗まれ、同時にそれ以外にも何かにつけ数万円単位で被害を受け続け、更に40万円盗まれようとしたならば彼らはどうなるか。労基法違反に怯えまわくという症状が起こる。これが労基法違反被害後遺症である。まして、この労働者が十年以上に亘り毎月2度通院し続けねばならず、また10年で5度入院などしている病人であれば、労基法違反の気配を感じただけで怯えまわく。

50歳前後の教員で共稼ぎし、田舎の持家に住んでいる私の友人（99年当時中学校教頭・2004年現在小学校校長）夫妻から500万円を二度盗むよりもダメージは前者の労働者の方が大きい。共稼ぎなら安月給の教員でも年収1500万円以上となっているはずである。それに対して、前者の労働者はゆとりもなく、病気で展望もないからである。まして生活保護が絶対にもらえぬときには死活問題である。

私の場合には民法877条〔扶養義務者〕等の規定との法整合性上より（共稼ぎで教師をしている）姉がいるため、まず生活保護はもらえないと思われた。この12年の大半が生活保護受給資格が十分あり、生活保護の方が岡短の給料よりも良く、おまけに医療費（医療扶助）……すらも払わなくてすんだのであるが。

岡短労基法違反被害後遺症症候群に今陥っているというのは上記の論理からでてきたのではなく、その逆である。岡短辞職後の1998年初頭から、健康は相当急速に回復しかけていたが、時に後戻りしたり、あるいは精神の乱れその他が起こったりしたことがある。そして98年から主治医に2週に一度は定期的健康報告を行い、主治医からカウンセリングを受け、報告やカウンセリングを通じて、98年以降の体調悪化原因を追及すると労基法違反に関連する事項、あるいは岡短＝労基法違反を連想する事項が常にあった。そこから、現在労基法違反被害症候群に陥っていると分析された。

岡短辞職後の諸挑発と健康状況との相関関係を分析すると、私の 89 年末～ 97 年の健康被害の主因は労基法違反であったという結論を裏付けることになった。しかも、これらの事例はすぐに原因の分析ができた訳ではなく、1999 年 9 月頃に漸く明白になったものである。

ここでは、労基法違反被害症候群の主な事例を論理分析する形ではなく、若干読みづらくとも出来事と症状をそのまま記し、更にそれに関する事項で思い出したことを記載する。その理由は、私の独断とならずに他の医師が判定し易いようにするためである。病気については、基本的には（良心的な）医師が判定を下すものであり、更に私の病気の症状を丹念に長期に亘り聞き取り分析するなら、そして他の良心的な医師により同様に吟味もされ、彼らが虚位な発言をせぬ限り、その判定が全てである。良心的な医師がいる限り、私のすべきことは正確に病状の推移を報告することだけである。よって文章は簡潔にすることよりも、ありのまま記すことにしたため、多少長くなっている点を御了承願いたい。

なお、政経の教師として一つ付け加えておく。教育はストレスが多い仕事であるが、それは労基法が守られていての話である。万一賃金不払やその他の労基法違反が教職の世界に蔓延（まんえん）していたら、教師の頭はその被害にのみ集中する。

1984 年頃にフィリピンの教師が労働条件の悪さに耐えかねて、香港やシンガポールの家政婦として、海外に出稼ぎに出た事例が続出したのは有名な話である。しかし、それ以前にも世界でこの種の事例は山ほどある。労働問題は名目は社会権に属するが、実質的にはその範疇内の生存権そのものである。

岡短を辞職する前後に、しばしば覚書その他に記した文句がある。それは「**岡山短大（＝岡短）の学生の調教・飼育よりは兎でも飼う方がはるかに楽しい、が、鶏の飼育よりは（岡短の方が）楽（である）**」（98 年 1 月 31 日の日程一覧他記述より）。また、当時近所の小母さんや従兄弟などにも語った言葉である【参考一 2 1】参照。

【参考一 2 1】

この言葉は仕事の苦痛度、やり甲斐・社会的意義、自分への天職度などから記した言葉であり、岡短の 1988 年以降の全てを言い表した総まとめの言葉である。解説すれば、岡短に限らず、荒れた高校等の高校生を立ち直らせるなどというのは欺瞞であり、第一その無法学生は並行して通っている場合の自動車教習所や金の良いバイト先では一人前の紳士として振舞っていることから、こうした仕事の意義は何もなく一種のマインドコントロールでしかない。

実際には教師にとって無法学生は自分の授業他で困るため、自分のため「立ち直らす等……」言っているだけであり、ひどいときにはその生徒の御機嫌とりに実際にはなっているにすぎない。世間で許されぬことは学校でも許されぬという毅然たる態度抜きで事なかれ主義で逃げているにすぎない。本当に経済的な問題を抱え困っている真面目な生徒や、病気で長期入院している生徒への救助等は後回しか事実上の無視が現実である。

よって駄駄（だだ）つ子の我が儘（まま）の御機嫌とりには社会的意義はない、兎を飼育し、社会に還元した方が社会的意義はある。また、仕事としても楽しい。しかし、鶏となれば話は別である。というのは私の父が諸事情で教職を去り、2000 羽の鶏を飼育していた関係で小学校時代に手伝わされたが、鶏の脚を押さえ、喧嘩（けんか）をしないように嘴（くちばし）を切る際には鶏が血を流すためそれを見るのも、その鶏を押さえるのもたまったものではなかった。あの仕事内容を考えれば、養鶏よりも岡短の猿のような行動をとる一部の学生の調教や飼育としても仕事はまだ楽である（「猿」とは、岡短職員の無責任型行動を「猿、真似（まね）するから、岡短関連の文書の中で時折使用する比喩表現である）。まして鶏の首をチョンギル等となると、賃金を除けば迷う余地はゼロで岡短や荒れた高校や中学の方が天国である。しかし、社会的な意義は鶏の飼育にある。社会的意義があっても個人差があり、鶏の首をチョンギルなくても、まだ岡短や荒れた高校や昔の 1 クラス余り手を焼いた真備高校の教壇の方に逃げる。

よって岡短生相手の仕事の苦痛度はその程度であり、同時に多くのバイトをしてきた私に言わせれば、荒れた高校教師は大変というが、世の中には大変な仕事は山ほど有り（自分らのみが大変なことをしていると）自惚（うぬ）れてはならぬということである。簡単に言えば、私の見た岡短では社会的な意義など全くない（一部の高校も同様かもしれない）。同時に大変といった所で世の中にはもっと大変な仕事は山ほど有り、私自身もそうした嫌な仕事はもの凄く経験しており、岡短の学生の飼育や調教などは過去の仕事にはワースト 5 にも入らない。

しかし、あの労働条件に 12 年閉じ込められたことは過去皆無である。岡短の年収は、実に 30 年前の大学院時代（1970 年代）全体を通して、仕送りゼロ時のバイト収入より遙（はる）かに少なく（大学院の奨学金を入れれば比較にならず）、特に東京時代最後の年では当時のバイトだけの年収の五分の一程度であり、岡短が週 2 回出講になっても三分の一前後でしかない。そこに専任確約で 12 年閉じ込められ、同時に社会的意義もなく、感謝もされずでは病気になるはずがない。私の学校論については、拙著『求め続けて』（岡短前期英語教材 1997 年版）の中の後記の「学校」に記している。

以下、1998 年岡短辞職後の労基法被害後遺症の実態を①予備校・岡山学院夏期講習事件、②ベネッセ模試チェック依頼での只働き恐怖症、③「高校」の雰囲気は何故私が恐れるのか、④岡短を連想するだけで精神が乱れる症状、この四点の事例を記す（病気の本質が PTSD という仮説の吟味に該当する）。

《◇-2：労基法違反被害症候群事例—1・予備校OK学院のこと》

1：症状→「賃金例年通り」で勤労意欲喪失：原因は8箇月後に分かる。

1998 年 6 月 3 日、予備校OK学院夏期講習の依頼をMD氏より受ける。96 年度迄は賃金「80 分 12000 円、……」などと明確に記されていたのが、このときは「政経 80 分賃金例年通り」とあり、この「例年通り」という言葉で急に「ひょっとして値下げされているのではないか」と、賃金を 9 月に見るまで 4 箇月間に亘り不安だらけとなり、事実上授業準備放棄を初めて行う。

夏期講習中は一切教材を見ずに授業に臨むという初めてのことをする。更に、最終日には、賃金支給明細書を見せてもらって万一例年通り（80 分＝12000 円）でなければ、賃金のみもらい、労基法違反を相手に通告し、最終授業をケジメとしてボイコットする覚悟で出講する。

気になっても事前に確認できないのは以下の理由からである。

1998 年に岡短を辞職し仕事ができぬ状態にあったが、医療費・歯磨粉などの最低必要物購入費用問題のため、何等かの収入源を必要としていたからである。

そこで、「1 日 80 分 1 齣で 6 日間ならば」そして「予備校OK学院は前身も含め 16 年くらいバイトで教えているため、他の職場よりももめることが少ないし、もめてもダメージが少ないこと」などを医師に相談をして、「まず問題なかろう」ということで行うことにした。

体力、腕力は回復していても、対人関係でもめたら、特に怒ったら終わりという状態のため、ここでの仕事以外は不可能だったからである。よって、問合せをし、例年通りと違えば抗議は不可能であり、泣き寝入りのみである。賃金が減額されても 6 日間合計 1 万円程度の減額であろうが、賃金問題よりも筋の問題で政経の教師としては耐えられず、そして絶対にされるというような被害妄想に当時陥っていた。そうした中で「賃金例年通り」を事前に問い合わせた労働契約違反が事実であった場合には、教材作成すらやる気がなくなり、授業自体が完全に不可能となる。

上記に完全授業放棄したと書いたが、それは授業が始まってからのことであり、それまでの 1 箇月余りは私の授業レベルにとっては放棄かもしれないが、一定レベルの準備はしていた。私の放棄レベルは通常の地方予備校講師（や中学・高校教師）と比べれば一般には熱心と見えるというレベルの差がある。その私のレベルでは前代未聞で魂が入らず、同時に夏期講習開始前の準備時間も例年の三分の一以下と相当放棄をしている。

尚、夏期講習中は例年と違い、やる気がなくなり教材研究は 0 分である。それでも通常は他の講師よりも目立つことが多い。18 歳以降から長年に亘る学問の蓄積と資料などへの膨大な投資があることによる。

具体的な賃金を聞いて例年と賃金が違っていても、こうした経済状態で、しかも病気で他の職場では神経を使い病気が悪化する危険性を考えると、労基法違反をされても断れない状態にあり、事前に違反を聞けば授業は壊滅となり、生徒に対して完全な無責任となるから再確認はできない。

そこで、ケジメとして私の全力は見せる訳にはいかないため三分の一の準備とした。しかし、このレベルの手抜きは、通常が一番熱心な教師の授業と対等であるため、金銭上の責任問題はない。同時に講習中は一切教材研究を放棄し、地方予備校の通常講師レベルより少し上を目処に質を落とした。理屈ではなく無意識にそうになっていた。

この予備校には過去 18 年程度関係しているが、こうした私の態度は 1998 年が初めてである。1985 年には前身の進研予備校で受け持っていた生徒の中で、希望者に日本史を無料で教えていたにも拘わらずである。完全に精神が労基法違反に過敏となっていた。今考えると「賃金例年通り」の文字を見るや急に精神がこうなって不安だらけとなっていた。私の良心以上にアレルギー的に拒否反応を示していた。当然、事業団は私のことを調べ、正式な教壇では 1981 年の真備高校以降は 90～93 年の病的精神退行期を除き、良心的・熱心な教師ということを保証しているはずである。しかし、今から考えると、もう 1998 年には例え 1 週間でも労基法違反の臭いだけで拒否反応を起こしてしまっていたようである。

幸いに結果として予備校・OK学院では賃金は例年通りの 80 分＝12000 円であった。ところで何故こんなに過敏反応を起こしたのか。暫（しばらく）くは私自身も理由が分からなかった。

しかし、(A) 岡短で同様の「例年通り」の名の下に被害にあったこと(97年2～3月)を、98年1月頃に、97年度の源泉徴収票を分析して気づいたことを思い出して分かった。

更に1999年10月にこの文をまとめているときに、(B) 予備校OKS学院(OK学院の後身)の1997年5月末の労働契約「例年通り」を巡る出来事も思い出した。よって、長年に亘る岡短による労基法違反の連続→(A) 岡短の「例年通り」問題被害[97年2月](賃金等支給明細書がなく被害に気づかず)→(B) OKS学院の労働契約を巡る事件[97年5月]→岡短の源泉徴収票を見ての(A) 岡短の「例年通り」事件の被害の発覚[98年1月]→そしてこの事件[98年6月]が今思う構造である。

ここでの分析は省略し比較対象の事例のみを記す。

①過去「例年通り」レベルの言葉では予備校OK学院及びその前身の進研予備校では何も気にしていなかったこと。

②もう一つは1998年ベスト電器絡みでかなり無駄な物を購入したり、(犯罪ではなかったが)一部3万円とも5万円以上ともいえる金銭の損失をさせられたかもしれないが、(長年に亘る付き合いのあった担当者であったため)その件で神経過敏等にはなっていない(これとて10年岡短並の法違反の被害を受ければ過敏にはなる)。

あるいは、某写真店で1999年4月、5月に約1万円を店のミスで損失したが、付き合いの長い店のため、私自身の動揺は一切ない。これも法を犯され20年くらいに亘り損失ばかりし、得るものがなければ過敏になるであろう。

よって、1998年の金欠期間ですら、労基法違反や明白な悪質な不法行為に由来しない金銭被害には症状が起こっていない。即ち、完全な労基法違反被害症候群に陥っていると思われる。

今回の、以下述べる事例は労基法15条違反を利用された被害連続に由来している可能性が高い。即ち、労働条件を告げずに労働を強要する^{せう}というやり方の被害である。だから岡短では、賃金明細書などは勤務中一度も手渡されたことはない。尤も最近では裏金作りに利用された疑惑を持っている。

(A) 岡短「賃金例年通り」被害例について

まず、前提作業として岡短「賃金例年通り」詐欺事件について記す。

①岡短の創設時の労働契約では試験監督はしなくてよい。ただし、試験問題作成、採点、事務処理時間の関係で賃金は出す。尚、試験日の試験監督は上記の労働契約によりしなくてよいが、学生の試験問題への質問等の関係から出講はしてもらいたい、であった。

②試験時の賃金支給明細書はない。それどころか、15年間、毎月の賃金等支給明細書すら一度もだされてない。ただし、たまに貯金通帳を見ると英語を担当している私の場合には2割分＝200分相当の賃金が支払われていると分析できた。

③問題は97年2月24日の試験日に熱を出し、学校を休み答案を郵送してもらった。ただし問題作成と試験採点と日常点整理後に成績記入等で計40数時間は労働している。

④次に1997年3月5日に、成績記入、教材印刷、それに私が授業で使用している教室(視聴覚教室)の新年度用の準備(模造紙運搬等)で学校の許可をとり出勤する。ところがこのときに、FJ氏から2月24日の試験日については、試験問題作成料及び採点料などの関係で例年通り(支給明細書等を学校が一度もださぬため、勿論毎月の源泉徴収率も不明、行事の際の取扱いも不明、年度によれば辞令もなく50分単価すら明示もなく不明だらけであるが200分では14800円くらいか)支払ったと明言があった。

⑤岡短にすれば労働契約があるとはいえ、珍しいと意気に感じ、それではそれと引換えに3月5日の出勤に関する賃金と交通費は辞退した。

⑥ところが、岡短には月極賃金等支給明細書(賃金明細、給与明細、交通費明細……等明細書と名のつくものは何一つ)渡されないため14800円くらい支払われたと考えていたが、約1年後の1998年に送付された源泉徴収票を分析すると半額の7000円余りとなっていたという事件である。

⑦学校に問い合わせたが返事がない。因^{ちな}みに上記の試験問題作成+採点+日常点換算+成績記入＝40数時間と3月5日の仕事及びその準備と通勤時間を合わせると合計50時間を軽く超え、支払われた賃金は7400円くらいのみであった。更に一度も適用されていないパート労働者の有給休暇問題【参考－22】も検討要因としてある。

このときの賃金支払に関する、私の記述に万一ミスがあったとしても、時給△△円、月々の源泉徴収率

△△%、交通費何△△円、試験採点料△△円との明示や、プリント印刷などは誰がするか、万一講師がするならその労賃は支払うか支払わないか、残業関係の取扱い（例えば業者印刷で業者と打合せするため拘束されたときに賃金は支給されるのか、されないのか）の明示、同時に毎月その明細【参考—23】がない限り確認は不可能であり、仮に学校に落ち度がなかったとしてすら、こうした頭を痛める原因をつくったのは労基法15条（労働条件の明示）などに違反・所得税法231条違反をした学校の責任である。

法律に違反するから、こちらも羅針盤がなくなっているのである。なお、要望しても無駄どころか逆効果の事例は随所に記した。連絡なしでの労働契約の一方的変更は止めてほしい等と葉書（1988年春OT係長に送付等々）を出しても全く効果がなく、逆に（嫌がらせではあるまいが）葉書を出した以降の方が無連絡で契約外仕事の無料での押し付け（労働契約違反）や、その類似例が増えた事実もある。第2章二節《◇—3》の2004年追記や、第2章、第3章に記した通りであり、逆効果でしかなかった。職員との反目の原因としかならなかった。同時に監禁・強制労働で観念した上に精神疲弊も進行中のことである。

【参考—22：パート有給休暇問題】

もしその適用を誤っているならば法律違反である。また、万一合法ならば労基法1条の2項の精神を、労働省（現厚生労働省）傘下の団体が、巨人が昔行った元プロ野球選手・江川氏に絡んだ「空白の一日」問題のような形で、労基法関連の抜け穴探しをしているとしか思えない。

因（ちな）みに、97年度は週の所定労働は週2日で、年間では72日である。ただし95年度などは89年に首脅しの下で再試を強要されたため、長年に亘（わた）り学生の相当数が単位修得をできない場合などは再試不可欠となっており、前期、後期の再試の日数2日を加えて所定労働は74日と現実には見るべきである。すると有給休暇はパートである私にも適用されるとなる。尚、労基法1条2項の精神は労基法等の抜け穴探しの奨励とは逆の内容である。依（よ）って、97年2月4日（95～97年度）は、私は有給休暇として、試験監督抜きでも賃金もらって休めたはずである。

しかも、試験作成・採点基準・採点・成績書類記入料金としてすら不足していた。何重にも被害である。ただし、このときの被害は97年3月5日にも飛び火しており、損失額は【参考—24】の如く3月7日のみでも2万2千円となる。別に2月24日の賃金問題がある。試験作費等も半額で不足もしている。

【参考—23：月極明細書がないため被った被害額】

毎月の明細をきっちり手渡さねば、毎回何キロも離れた銀行に振り込まれたかどうか、金額を確認しに行かねばならず、その時間を最低賃金法の時給で換算すれば年に約5万円以上の損失となるばかりか、上記の労基法15条違反・所得税法231条違反で内訳が不明のため確認作業もできない。

友人（AS先生）が、月給が少なすぎるので岡短に問合せをしたら（岡短がミスに気づき）振込額が増えたと言っていた。当初は冗談かと思っていたが実際に2章や3章第二節に記した如く私宛に送付された源泉徴収票に間違いがあり、還付金が約2万円損をする危険のあった年もあった（確か96年度源泉徴収票で送付は97年1月と思う）。

□この件は今回の交渉の立会人（新免議員）宛に記した手紙より引用し、解説にかえる。

【参考—24：新免議員への手紙：1999年3月5日深夜記す】→〈 〉内は今回分かりやすくするため微修正した部分。

「……ところが、1997年2月24日岡短の試験日に38度の熱を出し、学校の許可をとり岡短を休みました。休んでも、労働契約上先の契約である以上当然賃金（具体的には約14800円）は支払われることとなります。そして試験問題を郵送してもらい採点し成績を記入した後で同年3月5日にこの成績表をもって行くためと、学校で成績表に学校にある優良可等の印を押すこと、教材の印刷、教室の整理……と100%学校の仕事で学校の許可を取っていきましました。尚、試験日に休んでいなくても別にこれらは行き直さなければならない仕事です。（成績表のみは事務員が〈一般には嫌がりますが〉嫌がらずに優良可の印を押すなら郵送できますがその他〈の仕事〉は）試験日に休んだ代償としての仕事でなく全く別の仕事です。こうして3月5日に学校に登校しました。そのときに事務員のFJ氏に賃金を確認しますと、〈2月24日の〉賃金は学校に来るかこないかにかかわらず採点料の関係で例年通りに出したと聞きました。例年通りとは具体的には14800円〈位〉を支給したということです（ただ明細がないため毎年の確認は無理ですが玉に通帳確認するといつも〈2割200分該当賃金〉でした）。

ただ、「人の良さ」から、試験日に休んだがきっちり全額例年通りに（14800円くらい）出した《と》聞いて、こちらも誠意として〈それと引換えに〉3月5日の臨時出勤〈で行う仕事への〉の賃金は遠慮する趣旨申し上げました。ところが、一年後に源泉徴収票が来てみるとどうも金額が少ないので延々と通帳の記入などやその他調べてみると、先の言動とは違い7400円〈位〉しか支給されていなかったということです。

即ち、試験作成時間+採点基準作成時間+採点と3月5日の岡短での仕事時間+通勤時間を加えると **50時間前後岡短関連の仕事をして7600円**〈位か7400円くらい＝97年度全体の源泉徴収票から分析せざるを得ないため源泉徴収率その他の計算から数百円単位の誤差はあるかもしれない〉しか支払われてなかったということです。**時給120円余りであり労基法1条等にも最低賃金法にも抵触するといっても過言ではありません。**（労働条件の明示がないため私の年間の時給等は友人の時給その他を参照し計算）。

尚法的には明白に言えることは、労基法上からは賃金の未払い7400円〈位〉、民事上からは、FJ氏の虚位の発言（例年

通りに振り込んだに対して例年と異なることから)、この言動に騙され私が3月5日の賃金を遠慮したといういきさつから2万2200円不足しているということになります。

どうしてこのようなことになったかは、恐らくこういうことだろうと思います。私が1980年代前半から中半にかけて聞いた試験に関する労働契約は以下の通りです。試験の日は採点料の関係で試験監督はしなくてもよい。ただ、試験のミス他の件の関係で学校には来て待機する必要がある。そして賃金は通常受け持っている1日の授業分通りだすということで、私(に)は試験は[100分]でも試験監督も何もせずにただ採点料などの関係で200分(分)支払われていました。

その後は明細ないので常に確認するのが面倒なため毎年調べていませんが、玉に調べたときは常にそうなっていました。ところが、担当者が~~変わ~~替わり、この労働契約が変更になっていたのではないかと思います。そして経理や、事業団ではその新しい労働契約(恐らく試験日は(1日 100分該当))とな(っ)ており、しかし例により私共には労働契約(が)変わってもその連絡が一切ないということ、そこからこの問題が生じたのではないかと思います。よって、事業団の監査の人は新労働契約からチェックするため、1997年2月24日の件は一切監査にはひっかからないとなります。

当然、3月5日の学校認可と許可の上での学校の仕事をした件は先の虚位発言のため騙され私が遠慮するような発言したため、出勤簿には印鑑(を)押しておらず、監査には更に一切ひっかからないことは言うまでもありません。

更には、明細がないため、全くわからず、1年たって源泉徴収票がきて初めて不足していたか、あるいは虚位発言か、あるいは計算ミスか、あるいは労働契約の変更が当方に全く連絡もなしに行われているか等不信をもつことが生じるわけです。

(昨年[1998年]初頭(に)当然すぐ手紙で問い合わせましたが返答はいただいておりません)。試験日の件(で)学校(を)休んでも採点料の関係で例年通り支払ったという虚位発言がなければ当然3月5日の労働については当方は賃金を請求したことは言うまでもありません。……」

試験中の賃金支払について、岡短での明言は「試験については試験監督はしなくてもよい。ただし、学校で質問に備えて待機してもらいたい。賃金は支払う」であり、金額は明言されなかった。前例は週1日200分授業担当しているとき(83年～94年度)までは200分該当の賃金、週2回400分担当している授業のときも200分該当の賃金であった。

因みに、真備高校などの場合には、「試験監督はしなくてよいが待機はしてもらいたい。賃金は支払う」であったが、賃金の支払額は週10日授業を担当していれば、試験は50分1日でも50分10日分が支払われている。20日ならば20日分、5日ならば5日分となる。担当日数不足の人が試験作成負担で困らないように、ボーナスは6箇月支給、春夏秋冬休み・祝日・教師の都合の休みでも賃金全額支払と更なる保障があった。駿台はそれ以上の待遇であったことは既に述べた。

ここで問題なのは、労働条件を明確にしないことにより、課長が変わる度に同じ賃金でさせられる労働が変化したことにある(原則として強化であった。しかも無連絡で)。

次に、この事例のみではなく、膨大な事項でこうした労働強化が行われたことや、明示しないため無秩序状態が大学に蔓延していたことにある。勿論、明示しないことは労基法違反でもある。

ただし、例年通りとは私の場合には過去の前例より200分該当が支払われていた。よって、二重の意味での労基法違反(労働条件明示違反、賃金一部不払い)をと計画的に行った無料労働の強要である。全体を読めば分かるように、専任確約問題を初めとして、解釈の違いではなく、故意に計算して行われた犯罪としか分析できない。その罪名は詐欺罪である。

(B) 予備校OK学院の1997年の「賃金例年通り」の類似事例について

予備校OK学院でも1997年夏期講習の際にも「賃金例年通り」という類似事例があった。夏期講習の例年通りならば80分＝12000円である。しかし、結果は政経は80分12000円であったが、英語は80分10000円しか夏期講習ではでていなかったことがある。本来ならば完全な労基法2条2項と24条違反である。

ただし、これを労基法違反と見なさなかったのは、たまたま依頼書を受けた1週間後(該当の1日1日＝80分6日間の夏期講習約180日前)に校長と話をする機会があり、具体的数値確認をすると政経12000円、英語10000円ということで依頼書と異なっていた。

依頼書は文書であり、学校長印もあったが、この会談は口頭である。しかし、口頭とはいえ応接間で正式な形で具体的賃金と何故10000円かのその理由(他の英語講師との兼ね合わせ問題など)をきっちり一応筋にかなった形で解説を受けたこと。(もっとも、労使対等の交渉は、現実には組合がない限りあり得ないため、それを確認しても現実には不満が言えない状況ではあったが)。

次に夏期講習実施までの期間という面からも(常識上は)妥当な時期に{8月中旬実施で会談は5月中旬頃}、更に短期の臨時6日間という仕事という性格からも、そして何よりも私の方も一応は形式上交渉できる場を確保され、ここで確認した以上は労基法2条1項の再契約と解釈し、労基法2条2項違反とは

ならない可能性が高いと解釈した。

勿論、過去の実績〔授業実績のみならず、1985年前後に予備校OK学院前身の進研予備校校長に依頼され、同校に著名な講師を物理・現国2人・英語（外国人講師）……と駿台・河合塾などから何人も私が調達してあげた実績・貸しを考えると〕気分は良くないが、極端にやる気をなくした訳でもないし、激怒や不満が鬱積せず、97年度は私なりに予備校・OK学院の夏期講習に一応の力を注いだ。

そしてこの件は忘れていた。ところが、98年またも「夏期講習政経賃金例年通り」の通知が来る。同様の文書で政経は前年80分＝12000円出ていたので不安を感じる必要がないのであるが、最初に記した如く激しい拒否反応と事実上の授業ボイコットを考えたり、意図的に準備は例年の三分の一にしたり、講習中は教材研究0にしたりするという、私にすれば前代未聞のことをしてしまう。

更に賃金を9月にもらう迄、6月の依頼から4箇月間不安というよりモヤモヤした状況におかれていた。

具体的には、(A)岡短の事件が97年2～3月であるが明細書がないため気づかず→(B)97年5月予備校OK学院英語例年通り（前述の如く、このときは労基法違反と見なさず）→(A)98年1月岡短「試験問題関連例年通り支払」事件発覚（98年送付されてきた、97年度源泉徴収票の分析により「例年通り」の名の下で被害を受けたのを知る）→98年6月の予備校OK学院の「賃金例年通り」事件である。

よって、OKS学院の動揺等は、98年1月に岡短で「例年通り」被害にあったことが分かったことが原因であると思えない。完全に労基法違反被害過敏感症若しくは症候群に陥っているとしか、現在分析できない。

《◇-3：労基法違反被害症候群事例-2・ベネッセのこと》

1999年現在、予備校の夏期講習も辞め、ほとんど何の足しにもならぬかもしれないが、ベネッセの進研模試のチェックをし、年約9回で14万円前後の収入を得ていた。後は（99年現在）約81歳の老母の国民年金支給額と内職に寄生した生活を余儀なくされていた。そのベネッセの仕事もベネッセの労基法違反に怒り2001年7月に辞め、その後は完全無収入である。このときの経緯は私の立会人である新免（美作市市議会議員・当初は町議会議員・現在は議員は勇退されている）に文書などで逐次報告している。

商売道具の頭は漸く再々度機能し始めたが、人とのトラブル類や怒りが厳禁のため、本年の病状の記録から判断して、まだ本格的には仕事不可能的な状態にある。幸い腕力が相当回復してきたため、（またこの種の仕事が好きなため）力仕事も考えたが、これも事業団との立会人になっていただいた新免議員から「肉体労働でも対人関係がありますし、今土方も我が町では仕事がない状態です」との言動より、特に前者より断念せざるを得ない状況にあった。下着購入もままならずの状態にある。という訳で進研模試のチェックの年14万円余りを唯一の収入源としていた。これとて『現代用語の基礎知識』、『知恵蔵』、『日本国勢図会』、『世界国勢図会』、『Imidas』その他の統計資料や幾つかの新聞関連、CD-ROM等の購入やインターネット検索などの元手がかかり、元手を引くと収益を計算するのは怖くてできない状況にある。駿台時代で金があるときにはアメリカの経済白書類まで入手していたが。

ところで、このベネッセ模試担当者が新任となり、「良く分からないので今後いろいろ相談させてください」という挨拶状を送付してきた。これと同時に後に記す“高校”を強調する文字の封筒がきた。“高校”という言葉は下記《◇-4》に記すように、“高校”＝岡短＝労基法違反というニュアンスが染み込まされた言葉なのである。これで、この人がまた、公私混同をして仕事に関することで分からぬことを無料で相談をしてくるのではないかとびくつき始める。

“高校”は学校機関の中では労基法違反が少ない機関にも拘わらず、ここ数年“高校”が強調された職場では高校でもないのに、何故か労基法違反が蔓延していたため恐怖症になっている言葉である。その典型例が岡短であり、その点はこの節の《◇-4》で解説する。

私は、授業・講義をしたり、と原稿を書いたり、原稿チェックしたりして、生活をしている人間である。よって、模試のチェックはビジネスとしてビジネス内の誠意を持って行うが、それを商売先からビジネスにも拘わらず、無料で相談されることは99年夏は耐えられなかった。昔なら気にしなかったか、少なくともここまで過敏にならなかったかもしれない（【参考-25】）。

勿論、ビジネス外でも個人的レベルでの政経に関する興味のある疑問には、相手が「人間としての付き合い」をしようと努力をする限り、時間の許す範囲内で喜んで応じる。「人間としての付き合い」とは、模試担当のときのみは年賀状や暑中見舞いをくれるが、担当を変われればそれまで、というようなのは「人間としての付き合い」とは言わない。担当者の担当が変わっても最低限は年賀状類などを担当時代と変わ

らずに出すなどの努力を言う。そうした場合には当方とて、無料で相談に応じることも検討する。ただ、98年初頭（＝97年度）に岡短テキスト作成に対する原稿料未払問題等からか、「人間としての付き合い」があっても、原則としてビジネスに関する質問は金銭をもらわねばケジメがつかないという意識が強くなっている。これで辛うじて生活しているのであるから。

こうした中で、新担当者（MU氏）から模試の正式な仕事としてのチェック後に、私宛への E-mail で問題二題分を差し替えるため、念のためにチェック及びアドバイスをしたいと、1999年9月1日に言ってきた。その前後の口振りから無報酬の相談と考え、カチンときて精神が乱れる。ただ、「人の良い」性格であるため、一応調べ回答したが、そのときに予期せず賃金を支払うと聞いた。この間わずか1時間余りくらいであろうか。それでもこの1時間余りのフラストレーションのため、労基法違反被害の危険を感じた後遺症として、その夜から乱れに乱れる。

無用文章書き抑制不可能現象の代わりに友人・IT氏を含めて E-mail 書きの連続となる。また、英語学習は全くできぬのみか、この文書ですら、9月1日から9月5日まで完全に中断となり、気迫も含め書く気力が喪失した。一気に精神が乱れた。

小さなことにも拘わらず。先に記したように写真店での入金ミスで1万円損失してもほとんど動揺すらしないのである。これが労基法違反被害後遺症候群なのである。嘘でなくて、この間の記録文章より明白である。しかも、これらは私自身が当初は気がつかず、相当経ち、医師に健康報告をするときに乱れた原因が判明したものである。98年以降は主治医に通院のみでなく、健康状態を相談しており、同年秋以降は最低でも月2回は欠かさずに健康報告とアドバイス（正確には一種の治療）を受けている。

【参考一25】因みにベネッセでも、93年当時は労基法違反をされていた可能性があったことがこの件を契機に頭をよぎる。ベネッセの機密やシステムなどの企業秘密を公開できぬため、言葉を濁して記す。

93年に模試のチェックをし、それにミスがあったのでチェック者全員に無料で再度チェックのやり直し依頼があった。一種のペナルティであろうか。それともベネッセが他のチェック者の手抜きに弱ったのでであろうか。そこで再チェックをしたことがある。

ところが今考えると、私が正式なチェックをした後で誰か（他のチェック者等）が問題を差し替え、私のチェックした問題以外を使用し、模試にミスがあった可能性が大である。となれば、私が再度無料でチェックをするのは労基法違反となる。要するにトヨタがタイヤの部品メーカーから、次に組立メーカーを経てミスが見つかった。そこで両者に無料でやり直しを命じた。ところが調べると組立メーカーのミスであり、タイヤの部品メーカーは無関係でしっかり仕事をしていても拘わらず、再度無料でやり直しをさせられたとすれば、その種の事前の契約がない限りこれは違法行為である。このことが模試チェックにおいて私に当てはまっていれば労基法違反の賃金不払いに該当する。

要するに、私がきっちりチェックした後で誰かが違う問題と差し替えたためにミスが出た場合には、私は変更した問題を知らぬ以上責任がない。それにも拘わらず、その変更した人の責任を私に転化し、無料でやり直しをさせたとすれば、そうした取決めがない以上労基法24条の賃金不払いに該当する法律違反となる。これを先の9月1日の件で思い出し乱れに拍車をかける。それまでは余り気にもしていなかったことである。よって、完全に労基法違反被害後遺症候群と本当になっている訳である。実験はしてくれなくて良い。健康上危険すぎる。

また98年以降でも、こうした問題で一気に精神が乱れる危険性が相当あったため、この種の実験は危険すぎる。同時に、今(99年度)も私が仕事を探せないのは、まだ(99年から数年以上)内蔵に若干不安がある以上に、精神の乱れが始まったら大変であり、実際に岡短勤務時ほどではないが94年などの快復期と異なりかなりあるからである。特に《◇ー5》の岡短連想、ましてや岡短関連の文章を1回でも記すと頭は数週間から1月間乱れる状態にあり、今回の文章も書けない状態にあった。(1999年9月末より若干緩和の兆しが出てきたが)。尚、余談ながら上記ベネッセでの（無料で模試チェックのやり直しを強要した）労基法違反の疑いのある担当者HK氏は既にベネッセを辞めて自営業に入っている。

上記【参考一25】の労基法違反で如何に精神が乱れたかを、拙著『閉じた窓にも日は昇る』（原稿版）より、引用し（下記斜め字の箇所）、岡短労基法違反被害候群であることを更に明白にする。

この種の刺客が二〇〇〇年から〇一年のベネッセ進研模試チェックの件（刺客一9）である。同模試は八一年頃から作成、監修、後にはチェックをバイトとして請け負っていた。バイトと言っても二〇〇〇年頃で（年間九本くらい）年収約一五万円でしかない。それ以前も問題があったが、特に意識されだしたのが同年五月二三日の分割送付の頃である。同模試の仕組みを企業秘密に触れない程度に概略のみ記す。

（ア）誰かが問題を作成→（イ）私はじめ何人かがチェック→（ウ）監修会議等で結論→（エ）印刷である。

次に、労働強化（実質賃金切り下げ手口）を解説する。

①九三年頃実施模試にミスがありクレームがついたという事で、チェック者全員に無料でやり直しを求められた。(チェック者への損害賠償契約はないが事実上行われた。) その結果、私の方は責任感とプライドより相当厳しくチェックをするよう強いられた。

②それを利用して、雑な問題をどんどん作成し送付してきたり、時には問題文や年号が空白でそれを私が埋めたりしなければならない事も多々あった。事実上、私に作成を押し付けたに等しい。内容も高校生の作文かというお粗末さである。他人の下手な原稿の手直しは大変であり、自分で最初から作成した方が楽であるのみか報酬も五～十倍になる。このようにして労働は強化された。九五年末～九六年は一回当たり約六〇時間(夏は図書館での調査時間を含むと八〇時間)かかる。九四年はこれより多いかもしれない。模試チェック単価は約一五〇〇〇円～一七〇〇〇円の間である。インク・コピーなど最低限の元手を引き計算すると九五年頃は時給二〇〇円(夏が一五〇円)となる。完璧な労基法違反である。

九七年頃からパソコン用CD辞書類・インターネット大活用、日常的な新聞ファイル作成や、電子辞書ソフト導入等で効率を図り、時間を大きく減少させた。しかし、相当時間短縮後の二〇〇一年にチェックした、三年生十一月模試関連に掛かった全時間を記録してみると、模試関連合計時間四三時間二分、この時の模試の労基法違反抗議文を書く時間類を除くと合計二六時間五七分である。(通年での資料・新聞類購入費等を除く)一回分の基本的な模試限定経費を引き時間給を計算すると、比較的早くできたこの模試でさえ、前者が時給二七七円であり、後者が時給四五二円である。除外した毎日の政経調査関係費用、年間模試チェック用ソフト・資料購入費用、図書館・本屋等への交通費等調査費を加味すれば赤字となる。だが、それだけではない。さらに③～⑥の手口で労働は強化された。

③九四年頃には、当初の仕事契約になかった事項を、相談も賃上げもなく押し付けられ、更に時間を奪われた。例えば、小問も含めて五〇問全部の難易度や正誤率予想などのコメントを詳細に記せ、などである。契約はミスのチェックと極端な悪問・難問のみの指摘であったにも拘わらず。契約外労働の無賃金押し付けである。

④分割送付。「分割送付とは模試二年十一月ならば、大問一と二のみ送付し、後日に大問三と四を送付し、さらに後日大問五を送付するなどの行為……ひどい時には大問三の本文のみ送付してきて、後日大問三の解説・解答のみ返送してくる事もありました。しかも、九〇%以上が私が返送した後で再度別の大問が分割して送付されてきた。さらにひどい年には分割送付が模試送付の約四〇%に及んでいた。注意をしたため四〇%であり注意がなければ六〇%となっていたであろう」(ベネッセ宛抗議手紙二〇〇一年六月一七日)。

こうして、大問五題の模試で、それを大問一問ごとに、しかも解答と解説をバラバラな日に送付してくれば一回のチェックではなく事実上十度となる。我が家から往復五キロの郵便局までその都度自転車か、バスならば一時間に一本のため三時間以上かけて十度の往復となる。さらに送付前に往復八キロの所で全部コピーをし、保存しておかねばならぬため二十度の往復となる。これは最悪時の例えであるが、先の手紙の如く三～四度の分割はあったし、二度は日常茶飯事であった。激しい分割時には、送付・コピー関連の往復時間を法律上の最低賃金で計算すれば、支払額はそれのみで相殺され、チェック料は事実上無料となっていた。

⑤既に述べた模試作成のプロセスで、(イ)で私が正しくチェックしても、(ウ)等で正しく反映されていなかった問題もある。一例を記す。

「ユネスコ、ユニセフをNGOとして作成された問題があり、私が……ユニセフ、ユネスコはNGOではないとチェックし訂正を要求しても無視され模試として印刷される……ユネスコは国連の専門機関であり、ユニセフは国連の常設機関であり……私は誤りと分かって指摘しても作成者も他のチェック者も審査の人も貴社の担当者にも無視され、それでも九三年の如く無料でやり直しをまた私にさせられたら、(プライド上も)大変のため、貴社及び作成者を納得させるため、ユネスコ、ユニセフ関連に直にこれらはNGOではないと電話及び手紙で一筆もらい漸くストップをかけたはずです。(財団法人日本ユニセフ協会大阪支部にも直に足を運んでおります。)勿論、ユネスコと社団法人日本ユネスコ協会連盟、ユニセフと財団法人日本ユニセフ協会の区別もつけられるような人は貴社関連にはいませんでした。」(ベネッセ宛手紙より。)

⑥右記の⑤などから、責任の所在を明確にするため、模試原稿の私のチェック跡は毎回(往復八キロの所で)コピーし続けねばならなくなった。また、右記の労基法違反を止めさせるための抗議文書などで時間及び金は更に費やされた。

こうして、②で試算した実質時給は③～⑥によりさらに減額され、実質百円台とされた。ただし本格的なCD事典、『国勢図会』等資料類経費を引けば赤字であった。しかも私は初心者ではない。〇一年当分でさえ政経研究歴(大学・大学院・講師等)約三〇年、政経講義歴(駿台・河合塾を含め予備校等)約一

七年、教科政経に携わり約二一年、ベネッセ模試チェック歴約二〇年、他社の超大手模試作成歴約七年、所有文献・資料は小さいボックスを含めて約七〇個（六段本立て換算約四〇個＝約二四〇段）である。政経関連を含め器械化推進し、PC、プリンタ四台、多種辞書・事典ソフト類多数、年齢は、まだ頭は老化しておらず、（二〇〇一年当時）四八歳であった。

かなり以前からこうした傾向が徐々に増大しつつあったが、二〇〇〇年頃からより激しくなった上に、岡短労基法違反後遺症症候群で精神は乱れに乱れた。手口が岡短と類似であった事から、精神は限界となり〇一年夏にベネッセのバイトも辞めた。

ベネッセ模試チェックシステムに関する労基法違反関連は 1994 年頃から開始した。96 年頃の担当者・TU氏のときでも、無料で契約外労働（小問ごとの難易度を全部書け）などを押しつけられていた。しかし、まだ年賀・暑中見舞いを始め、礼儀・マナーなどがあり、更に激しい分割送付などはされていなかった。そこで、当方の精神乱れもベネッセにより起こされていなかった。だが、1999 年頃（MU氏）から分割送付が本格化し、岡短労基法違反を思い出し、私の精神の乱れが激しくなりつつあった。（巻末附属資料・資料―3のB参照。）それがピークに達したのが、2001 年度である。理由は、2001 年は特に攻撃型で仕掛けられている気配を感じ、そのバックに岡短・「機構」を連想せざるをえず、そこで精神乱れはピークに達し、ベネッセ模試チェックを 2001 年夏に辞めざるを得なくなった。

因（ちな）みに、1999 年 9 月は私が岡短・「機構」で受けた労基法違反を『恐るべき労基法違反』として執筆開始した時期である。送付が 1999 年末と 2000 年 4 月である。ベネッセ模試挑発と岡短・「機構」の相関関係があるとはしか分析できず、岡短を連想したことが精神乱れを促進することとなった。

なお、日程一覧2001年 7 月10日の項目に次の項目があった。

「覚書ベネッセ恐怖症→※3の①（後半は岡山短大の労基法違反関連記述になる）→何故かこれを契機に外出恐怖症的感情にもなる」。

更に、7 月11日の項目には「ベネッセの支払通知予定着→規定チェック料振り込みを見て急速に精神安定化へ」との記述がある。2001 年担当者はベネッセ子会社ラーンズの松MA氏である。なお、MA氏からは、過去の前例と異なり、年賀状も暑中見舞いも一度ももらっていない（少なくとも保存がない）。次にベネッセ進研模試編集長・IS氏については、日程一覧に2010年 7 月 4 日の項目に「……、②IS氏→故意に人をからかうⅢ（約70分）※2→興奮→徹夜で手紙作成し7/5送付→この電話を契機に乱れ再度激化/人権無視下閉じ込め=本質」の記述がある。70分に亘り人をからかう電話をしてきたことを覚えている。これでは岡短を連想するのは当たり前である。

即ち、以上ベネッセのケースからでも、岡短労基法違反被害症候群は紛れもない事実と分析される。

《◇―4：労基法違反被害後遺症症候群―3：「高校生、連想恐怖症」

1997 年頃から、高校生らしき姿を見ると、何故か異様に精神が興奮するような面がでてきた。高校の教壇は 1981 年勤務した真備高校のみであり、この学校とて5クラス担当のうち3クラスは和気藹々（わきあいあい）と、1クラス余り手を焼いたとはいえ、初の本格的教壇であり、非常勤講師全員が手を焼いているクラスのため当然のことではしかない。1981 年と大昔のことのみか、1995 年には懐（なつ）かしく思い出し、この年の夏休みにはこの学校の写真撮影に行っているくらいである。

更に、この学校を辞したときも非常勤で生活ができなかったため、他の高校の教壇を探していたのであり、その内の一つが駿台甲府高校であった。ただ採用試験を受け合格したものの高校ではなく駿台予備学校にまわされたという経緯がある。

よって、ここで高校恐怖症などに罹^{かか}った覚えはない。ただ駿台の教壇に立ち、労働条件や勉学の面から、もう高校の教壇は全く馬鹿馬鹿しくなったのであり、高校の教壇に完全に立つ気がなくなったのは駿台の教壇にたった以後のことである（【参考―26】参照）。理由も賃金を含む労働条件や自分が勉強するための研究条件が主因である。勿論、駿台で高校生クラスも担当したし、岡山の予備校でも夏休みに高校生を教えても以前は何も感じず通常でしかなかった。

更には、研究・労働条件から見向きもしなくなっていた高校でさえ、この岡短一本化時代に、労基法違反や不法行為などでひどい目^めにあったときには、津山の私立高校・MS高校の非常勤の口――専門の政経ではなく世界史であったにも拘わらず――でさえ問合せに行っているくらいである。

ところが、97～98 年頃は原因が不明であったが、高校生を見ると気分が悪かった。尤（もっと）も高

校生のマナーが悪いこともあり、あれが大人でも同様であったかもしれない。こうした変な現象が突如 97 年頃から生じた（少なくとも 96 年前半には高校生への過敏反応はなかった記憶がある）。1999 年に過去の覚書類を見ていて、精神の興奮や一種の“怯え、的な原因が一定判明した。

“高校、”という言葉を見ると今二点で怯えがあるが、これらはいずれも高校の教壇で形成されたものではなく、岡短で 95 年から徐々に形成されていったものである。結論から言えば (A) “高校、=岡短=労基法違反という図式としてのシグナルの意味で、(B) もう一点は二重労働させられているという現実問題か妄想かである。

【参考—26】1984 年に駿台専任になっていたら、政経だけならば 32 歳で年三分の二・約 240 日が休みで、年収は 1000 万円を超え、時間と金銭という研究条件もあり、更に自分の能力も向上する。また別にテキスト作成による原稿料、出版した場合の印税が入る。後者（出版）については、当たれば、毎年宝籤（たからくじ）の一等に匹敵する金が恐らく死ぬまで入るであろう。その確率は、妨害がなければ相当高いとしか思えない。

この段階で、当時なら年収 300 万円余りで、生活指導等で年中拘束されるなど労働条件が悪いのみか、研究条件もなく、授業もまともに聞かぬ生徒も一定おり気分も悪い。かつ雑務で自分の（勉学に関する）能力は死滅させられる高校などは眼中になくなったのは当然のことである。岡山進研予備校の専任ですら、いくら生徒が大人しくても研究条件や労働条件の面から見向きもしなかったし、誘われても考えたこともなかった。

それにも拘わらず 1983 年頃に駿台よりも岡短を専任に選んだのは、岡短は専任時には夏・冬・春休みと、いずれ週休 2 日制、授業も週 100 分授業英語 5 齣と前期は法学（後期は経済学）1 齣ずつの二教科合計 6 齣と当初聞いており、週 3 日の授業を含む 5 日の出勤としても年間 250 日は授業無しですむと計算した。また教科の教材研究も慣れればこちらの方がゆとりができるし、牧歌的であり、駿台の如く肉体労働後のような激しい疲れがないことから、トータルすると研究条件はこちらの方があつたことにある。

金には全くならぬが、自分の研究時間のみは長期に亘（わた）り、何十年も確保できるであろうと、当時の副校長（前身の岡山高等職業訓練学校校長）の話から計算した。（専任でも）賃金は目の玉が飛び出るくらいに安い、寄宿舎があるなど具体的な条件面の話も 82～83 年の諸会談の際に聞いたし、実家に帰っても何とかなるかということで岡短専任を当時は本命とした。それが迷いなく完全に固まったのが 83 年末に岡山中学・高校専任スカウトの話のときに、岡短で専任にまづなれると具体的な条件を提示（詳細に説明）され引き留められたときである（勿論 83 年より専任ということが頭にはあつたが）。更に、既述（きじゅつ）の如く、原稿を書き続ければ、いずれ原稿料・出版料が入るという思いもあつた。

だが、現実是非常勤で年収 40 万円を中心として 15 年、更に、95 年等は 1 日の休みもなく事実上一年中、学校関係や学校への憤りで振り回される。私の能力低下の年数は長かったし、授業の材料その他で逆にこちらが相当額を貢いでいる。研究条件はゼロで、労働条件は事実上こちらの私財を提供させられており完全マイナスである。私の方が（両親の金や姉の金や私の貯金その他）岡短にお金を献上させられたと言える。

しかも、専任詐欺で岡短に非常勤身分で監禁されると岡短労基法違反・不法行為等々で商売道具の脳を長期壊（こわ）され、第 1 章第二節で記した如く、膨大なアイデアがあつたにも拘（かか）わらず、原稿・作品作成は妨害だらけで、予定の大半が作成できず、作成しても本来の自分の能力を出し切れなかったことがしばしばあつた。

(A) “高校、=岡短=労基法違反の図式

本来、高校で、特に荒れている高校で労基法違反をしたら致命傷のため、労基法違反は原則としてタブーである。私が昔勤務した真備高校（現・MS 学院高校）でも、幾ら非常勤の労働条件が悪いとはいえ労基法違反などは一切しない。また非常勤講師の労働条件は悪いながら、他の高校よりは遙かに良かった可能性が高い。非常勤講師の労働条件が悪いのが当たり前という日本の風潮の中では、その限りではこの高校非常勤講師の待遇は他に比べて良心的とも言える。しかも法規上労基法は完全に守られていた。

例えば、当時の真備高校教頭から口頭で「プリント印刷、試験採点、試験問題作成……に関しては賃金を支払いません。その代わりに、祝日も夏・冬・春休みも賃金は授業をしなくても全額支払います。またボーナスも 6 箇月分出します」と告げられ、そして実際にその通りにされていた。これを労働条件の明示（労基法 15 条）という。

勿論、時給も最初に明示され、交通費も明示され、また毎月の賃金等支給明細書もあつた。更に、交通費は岡山市高柳に仮の住まいを借りていたい、荷物が実家（美作市）ならば、美作市からの交通費を支払うと学校側から申し出があつたくらいである。それでも、通常の正式な仕事と比べれば、（生活がかかっている場合には）非常勤講師は奴隷の生活でしかない。年金生活者がぼけ防止や生き甲斐を求めてくる場合には別であるが、因みに、高校は通常労基法違反は学校の命取りになるため、学校機関の中でも一番

少ない場である。命取りとは教師の結束が乱れ、それにより学校崩壊となることを指す。

ところが、1995 年に岡短が何故か急に「高校」のイメージを出すや、例えば岡短生が恰（あたか）も高校生の如く行動し始めるや【参考―27】、今まで述べた如く労基法 2 条 2 項違反やその他の不法行為を、学生より先に学校が再度行いだした。辞令すら出ない年が出てくる。勿論賃金は不明。

1997 年度には非常勤講師室に高校の教科書を置き、更に「高校」を強調すると同時に労基法 24 条違反（賃金遅延と賃金不払い）やその他の職員の不法行為が続出する。

私の作ったテキストを（1 人分の作成費＝業者支払分が 2300 円程度）を受講する生徒から 1 人につき 3000 円余りで販売し、私には消耗品代も含め 1 円も出ない。レポート強要による実質賃金不払い等々……。

こうして、「高校」＝真備高校でなく、「高校」イメージ強調＝岡短＝労基法違反という図式が頭の中で凝り固まる。その延長に、先の予備校・OK 学院でも、1997 年に予備校ではなく「高校」というイメージを出すや、既述の如く、労基法違反にはならないが、夏期講習が前年政経 12000 円であったが、英語・政経とも前年通りという文書にも拘わらず、この年は政経は前年通りに 80 分 12000 円であったが、英語は 10000 円となった。もし、私が校長と会談を持たず賃金をもらってから分かれば労基法違反、若しくは英語も 12000 円支払い、その代わりに校長の逆鱗に触れたということで翌年から解雇となったであろう。これは社会常識である。とにかく、こうして予備校でも「高校」という文字を強調され、それが目につけば労基法違反若しくはその一步手前となる。これが「高校」恐怖症の実態・実体の第一の形態である。

【参考―27】95 年度から急に教師の「気を引く」というよりも「気を引く」{私には男子も含めて「気を惹く」に感じられた}事を目的としているとも取れる駄駄（だだ）っ子型行動として、授業開始直後 2 秒後に故意に寝る行為……が見られた。単なる無法以外に私の気を引き・構ってほしいという行動様式に思えた。イヤリングつけた男子学生が女性講師ではなく、男性講師の私にそれを何度も見せに来るなどは、男性愛好者でないならば教師の気を引こう（惹こう）とする通常園児の行動様式であるが、今日の高校に蔓延（まんえん）している行動である。20 歳前後の大学の男子学生ならばこうした行為などをせずに学校外で欲求不満を解消するのが通常の行動様式である。

逆に 93 年迄見られた休憩時間で煙草（たばこ）を吸っても良いときですら煙草を吸う学生の姿が消え失せる。（私には逆らわなかった）87 年以前の学生ですら、休憩時間には当然彼らは煙草を吸っていたし、どの講師もそれを注意などするはずもない。もちろん、私も彼らが煙草の投げ捨てをせず、煙草の後始末をきっちりしている限り、注意はしていない。どこの大学でもこれは禁煙室でもない限り見逃しが当たり前となっている。第一、大学生の年齢など浪人、留年、社会人入学などで判断がつかない。この岡短にも一期生などは 20 歳を超えた学生が何人もいたこともある。

私の授業における授業エスケープ行動様式は通常の授業エスケープ型と異なり注意引き型（私の関心を引き寄せる型）とも見えなくもない始末であり、岡短が高校と委託契約を交わし、高校の生徒を引き受けていることを連想しだした。本来なら園児を連想すべきであるが、身体が一応大人であったため高校を連想した次第である。

後に述べるように、私を騙（だま）して本当に高校生を私の教室に入れた疑いがある【第四節◇―4 の帽子問題や教師モルモット教育実験疑惑箇所参照】。

この点について、今回は政府機関に調査と明確な回答を要求する予定でいる。しかも、定数は各 20 人で 4 クラス担当のため、全部で 80 人を担当するところを 120 人以上の担当をさせられていた。

99 年頃は、学生一人当たりの公的支援、早大＝19 万円、国公立大学＝150 万円時代に、この大学校グループか総合大学校かは不明であるが、300 万円をつぎ込んでいたため、水増しは国家財政の大赤字の原因となる。学生数が増えれば収入が増大するのは逆の大学校である。増えるのは学生数増大に起因する職員増員による雇用促進事業団の収入のみである。

(B) 二重労働問題

もう一つの「高校」恐怖症の二重労働とは条件が違うということである。これは岡短に急に（通常は園児行動であるが今日では）高校生らしき人間が増え、どこかの高校から委託を受け、私に授業をさせられたとしか思えなかったからである。ここでのネックは賃金の問題である。

東大生を教えるという約束で東大の時給に OK を出す。ところが、現場には幼稚園生をおく。ただし通常の大学生らしき人物も 2 名ほどいる。すると授業の準備は大学用の準備をせねばならず、しかし学校では園児のおもりもしなければならぬ。しかも、契約上より東大生用の準備をする義務も負わされる。東大用の授業準備と授業が＝仮に 200 分 2 万円で、園児のおもりが 200 分 2 万円なら、当然 200 分 4 万円もらわねば割が悪いとなる。また労働契約にも違反もしている。

岡短では、一応岡短ということで岡短用教材作成と授業の準備をする。ところが学校では 95 年から急に身体つきは高校生の様相であるが、園児の如く（昔の乱れとは異なる駄々（だだ）っ子・構（かま）っ

てほしいための挑発型) 行動をする者が多数でできた。

また、通常の高校生そのものと見える学生も少しでてきた。すると、授業準備は常に大学用をし続け、学校では同時に中学・高校生用の話もせねばならず、また園児の指導もせねばならず、おまけに殺人未遂暴走車などの後始末で生活指導まで押しつけられたのが実態・実体であ

った。よって岡短時給＝3700 円、中高用指導料＝3700 円、園児の相手料＝4000 円、生活指導料＝5000 円と全部もらわねば割が悪い。これは妄想かもしれないが 95 年からでてきた不満の土台の一つである。(2010 年現在では、妄想ではなくまず事実と考えている。)

大学非常勤講師の賃金のみしか支給せず、大学用教材などの元手を購入し、その準備をし、学校に行くと高校生が甘えまくり、幼稚園生が走り回り、それらの全部を私に押しつけ、その面倒をみさせられるとなると労働の強化であり、労働契約違反であるという感情が常に土台にあった。

しかも、**妄想ではなく本当に高校生を委託し引き受けたのではないか、という疑念を今も持っている。**もし、これが誤解としても、それは私の精神の乱れからでなく、現実には現在の甘え型高校生（昔の過保護駄々っ子型小学校低学年）の行動様式が 1995 年頃から学校の過保護の下で蔓延してきたからである。

更に、岡短の時給は最後の辞める頃には 3700 円で見ると良いように思うかもしれないが、(かつての真備高校の非常勤講師と異なり) 夏・冬・春休み・祝日は賃金 0 円であり（これ自体は労基法にも「日本が肝腎な点を保留しているため」国際人権規約にも抵触しない）、おまけにボーナスなどの一時金もなく……で、兵庫県の小・中学校、高校非常勤講師や私立の岡山県の MS 学院（旧・真備高校）等の高校非常勤講師より同じ時間数を持っても年収では安いのである。

なお、甘えた高校生のような岡短生を教えることは大変しんどく気色悪い物である。しんどいとは相対的なものである。**仕事の「しんどさ」は精神面では、一部の超わずかな例外を除き、基本的には相対的なものである。相対的とは、仕事の苦痛度は仕事の厳しさと賃金を天秤にかけて感じるものである。**

簡単に言えば、(元気の良いと言われた) 真備高校の専任の年収が 1 億円なら、これほど楽な仕事はないと考え、教師の応募者は殺到するし、まず辞める教師はいない。実際に年収 1 億円であの仕事なら楽も楽である。岡短でも年収 1 億円ならこんな楽な仕事はない。今からでも岡短に数年なら飛んでいく。若ければずっといる。通常の労働者が、他の仕事で年収 1 億円を稼ごうと思えば、どのくらい大変なものであろうか。否五千万円でも同様である。

年収 1 億円ならば、岡短の駄々っ子・過保護型園児行動とまた猿のような行動（**岡短職員の不法行為・怠慢・ミス・無責任主義・不当な居直り・自己の過失を他人に平気で押し付ける体質・指揮者不明の機能不全の「猿真似」をするという意味でこの語「猿」を 99 年頃は使用した**）をする学生相手でも、楽であると人は思うであろう。年収 1 億円ならば私も病気は悪化せずに逆に治るかもしれない。

実際に、しんどい高校などの教師で、給料が良い学校では、給料日の賃金を銀行振り込みではなく昔の如く札束でもらえば、それが一番のストレス解消となる。特に週休で賃金をもらえば疲れはとれる。毎週数百万円くらいをキャッシュでもらえば疲れは少なくとも精神面ではとれる。こうした学校では金が一番の薬である。3 日後に大金が入る。あと 1 日、そしてその金をみて疲れとストレスが取れるものである。年収五千万円としても、通常講師応募者は殺到する。万一、金以外に生き甲斐を求めてほかの仕事に変わる人がいれば、みんなすばらしい人と思うか、逆にもったいないことをと思うであろう。

しかし、88 年以降はマナーの悪い学生が多くなり、かつ授業妨害学生も存在し、95 年以降は逆（さか）らっているようで教師（私）に甘えた気色の悪い、かつ人の顔を見て怖い先生には静かに、優しい先生には好き勝手という打算と狡猾な学生相手に、同時にあの仕事で年収 40 万円や、せいぜいその約 2 倍ならば（ボケ防止目的以外の教師で）生活のかかっている人は全員辞めるし、また働き盛りの人にとっては戦前の強制連行労働と同じレベルの仕事となる。これが、基本原則である。

実際に、国民年金の掛金、長年の病気のための通院費、またそのため止められない民間の医療保険費……などを引くともはや年収は 0 円となる。授業の元手を引けば大赤字でもある。こうした状態で十年以上に亘り、専任と言って閉じこめられ、同時にそのわずかな金さえ労基法違反で支払われねば、これで病気にならない人間は、失礼ながら生きる屍か、全く生きるエネルギーが欠乏している人とは思えない。

こういう訳で、岡短がどこかの高校から委託を受けて、その「高校生」を契約で預かっていたならば、私との労働契約違反であり、同時に労基法 5 条の強制労働に（事実上）該当する。また、賃金も違う。「高校、妄想のネックもやはり労働問題にあった。その上、病気と専任確約で閉じこめられ、事実上タコ部屋労働でもあった。ただし、私は金の亡者ではなく、駿台時代後半には、将来通常の人が現役を退く年代の頃には大手の教育産業などで荒稼ぎをし、逆に金のない子で真面目な子には無料かそれに近い額で私の知識を授けるビジョンを持っていたこともある。（駿台京都校時代にこの誰かに話したかもしれない。）

なお、岡短職員と相似形で推移し、その学生を（学校の場合においては）**「猿化」**させたのはこの文章全

体に記しているように、岡短当局である。(猿化とは、親方日の丸型行動様式の職員の猿真似という意味である)。この「猿化させられた」学生も自動車教習所などに並行していけば立派な良識ある学生として振る舞っていることは言うまでもない。バイト先でも賃金が高く条件がよければ良くなるにつれ、マナーを良くする「良識ある、立派な人間である」。

その「良識」を必要ないとお墨付きを事実上与えているのが、岡短学校当局であった。しかも、重要なことは、これらは教育政策ミスだけではなく、労基法違反などの犯罪や、単位認定権剥奪（はくだつ）行為などの不法行為や（これも首をちらつかせたため労基法違反である）、様々なミスの連続の過失行為と密接な関連もある。労基法違反などは教師間の結束の崩壊につながり、明白に学校崩壊につながるものであり、実際に岡短は学校崩壊となった。

これが、「高校云々（うんぬん）」への基本的な私の見解と、岡短の（昔の園児、幾つかの現在の高校の）生徒像をみての一番の不満と鬱積（うっせき）である。要するに、こうした生徒？（本当は生徒とは言えないが）相手では授業しないし、万一強制されるならば、本来の大学生相手のときよりも数十倍以上賃金をもらわねば私は契約をする意思がない。これが岡短過保護学生への基本的な見解であり、本質である。

因みに、私の話を聞いた東京法律事務所の友人・神田弁護士（現三鷹法律事務所所属）が、私に「でも、浜田さん、とにかく（岡短）辞められて良かったじゃあない」であり、間に入った立会人は「どうしてそんな所を選んだの？」であり、友人の労働基準監督官は「お前、そんな職場がこの世の中にあるのか……すぐ労働省に手紙出せ」であった。

後には、バスの中でも制服の高校生を見ると女生徒でも男子生徒でも、感情が高ぶったり、精神が乱れたりする時期が1999年5月か6月頃まで続き、現在漸（ようや）くその症状がとれてきつつある。

高校などには1981年以降は教壇に立っていないのであるが。また先の真備高校ですら、懐かしく1995年夏には写真撮影にでかけ、撮影すらしたことがあることも既に書いた（そのとき撮った写真は保存している）。この不可解な高校の制服を見て精神が乱れる現象の謎解きができたのが1999年夏前くらいである。なお1999年12月4日現在でも、かつての友人から高校非常勤講師の誘いを受け、その直後に高校生（恐らく私の母校在籍の、大人しい生徒にも拘わらず）の集団を見た日には、岡短の奴隷労働＝強制貢ぎ・搾取労働を思い出し、一気に精神が乱れ、それから逃れるために死・殺意に近い感情が突如湧く事件も起こった。

《◇－5：労基法違反被害症候群事例－4・岡短連想するや精神異変現象》

1999年4月1日にバスの中で帽子をかぶっている学生らしき人間を見て、体調が良かったのが、急に精神が乱れる。理由は何故か全く分からなかった。じっくり考えてみると帽子に限らず、岡短の学生に似た人物や岡短・「機構」職員類似人物・類似組織を見ると精神が乱れている訳である。怖そうな学生に弱いのであろうか。理由は不明であり、漸く99年6月前後かその少し前くらいから原因が分かってきた。

それは、1997年岡短と同時に週1勤のみ岡山の予備校（OKS学院）でも授業をしたときの学生をふと思い出したからである。人相及び服装から言えば予備校生の一部の方がもの凄（こ）い形相をしていた。逆に岡短の学生は、97年度は、概して、態度は悪いが体力はなく、（格闘技的視点からみて）肉体的にはひ弱なのが多いような気もしていた。

しかし、岡短の学生にそっくりなのを見ると精神が乱れ、逆にもの凄（こ）い形相の「ヤクザ」とも見えないこともない予備校の生徒に似た人物を見ても何ともない。それどころか、その生徒本人に1998年夏期講習で再度会っても何ともなかったことを思い出した。勿論、この生徒は授業妨害などはしなかったが、途中から授業はドロップアウトしており、私と必ずしも親しくしていた訳ではない。

その比較からはっきりしたが、要するに「岡短」を連想するものが駄目という症状が残っていた。同時に1997年に岡短で授業中に帽子をよくかぶっていた学生は、真面目とまでは行かないが、基本的に態度が余り悪くなかった。「私がしてはならない」と言ったことは決してしていない学生であり、彼の成績でマイナス点には一切していない学生であった。よって、97年に岡短で帽子をかぶっていた、この学生自体を連想しても精神が乱れるはずがないとも1999年10月現在思っている。

そこで、その一学生ではなく岡短自体を連想することが精神に良くないということである。私が余り分析しすぎると、逆に医師などがそれに釣られるため、この事例の箇所では、思い切って最低限必要な項目のみを記し、後は99年に主治医に提出した健康報告の生の文章をそのまま引用し、その分析は医師及び第三者にひとまず委ねよう。余りひどい分析のときのみ私が反論をすることとする。

1999 年の私の体調悪化に関する、主治医への健康報告文書から、以下 2 通 【参考—28】 【参考—29】 のみ掲載する。上述の如くこれに関する私の分析は敢えてこの項だけはせず、読む人にひとまず委ねる。

(2010 年追記：帽子問題)

帽子問題は、第四節◇—4 の如く、(恐らく指示して) 学生に私に諸挑発をさせ、それを利用し、私に無料で裁定文を書かせるという強制・貢ぎ労働被害である。そして、そのときの学生が学生に見えず、どうみてもどこかの高校の生徒と思えて仕方なかった。多分事実であろう。

そこで、帽子をかぶった人間を見て、無料・強制・貢ぎ労働被害、即ち岡短労基法違反被害後遺症候群 (PTSD) が発症したことによる精神乱れ現象と推定される (否、分析される)。

※【参考—28】と【参考—29】への参考記述。

- (1) 98 年 1 月→岡短辞職願の返答の際に (穏健職員 NK 氏なら大丈夫だが) MK 課長からの電話を恐れ軽い電話恐怖症となる。
- (2) 98 年 2 月→岡短の引継を終えると、急速に体調は精神も含め改善していった。
- (3) 98 年 7 月→友人の労働基準監督官を含む知人等の勧めで、労働省、事業団に手紙を出す。電話遠慮を記したが、ひょっとしてまた電話で言い合いかと完全な電話恐怖症となる。
→詳細第 4 章の交渉の項参照。
- (4) 98 年 8 月→岡短の松尾副校長から、電話遠慮願にも拘 (かか) わらず、きっちり電話をもらう。松尾氏とはどのような人か分からず、また喧嘩などになるのを恐れて居留守を使う。
- (5) 98 年 9 月→電話恐怖症は深化し、電話音のみで興奮が起こり始めた。母と電話の件で言い争いの末に、既に家には電話回線は 1 本で、電話機は二台あるにも拘わらず、母が内職をしている部屋用にもう一台電話をつけ三台目を購入する羽目となった。
- (6) 98 年 12 月 28 日→岡短との破廉恥 (はれんち) 交渉 {第 4 章参照}
→再度体調は一気に後戻りし始める。特に「岡短」、連想をするものを見たり、「岡短」のことを思い出したりするや否や、精神が乱れに乱れ、無用文章書き抑制不可能現象や意思急転現象が起こり始める。
- (7) 99 年 1 月→同時に、「岡短」と名のついた手紙を見るだけでも拒否反応というより (体調悪化への) 恐怖が先立ち、岡短からの手紙は立会人の新免議員に預け、内容を確認してもらい、体調上問題ないと分かれば見るという形となる。電話恐怖症でなく、岡短恐怖症であった訳である。

【参考—28：1999 年 5 月 16 日に主治医への健康報告書の一部から】(岡短関連文書を書くや、即精神乱れが起こった事例)

[ポイント] 岡短を連想することから精神乱れが起こっている。即ち PTSD の発症資料でもある。

→以下引用文・抜粋のため誤字・脱字も原則として訂正していない。ただし今回分かりやすくするため微修正をくゝにしている。

〈下記に出てくる新免議員とは事業団との交渉の立会人になっていただいた方である。4 月 26 日の手紙とは民事賠償の時効期限をまだ知らず、労基法の時効の 2 年を意識し焦るが、精神状態の関係から対応ができずに葛藤していた状況を立会人・新免議員に記した手紙の事である。尚、この手紙書きを起点に精神の乱れがより激しくなる。新免議員には体調上労働省宛などへの再度の手紙は健康上出せない状況にあると記していたが、心理面の焦りがつのり 5 月 2 日～3 日にかけて作成し、これらの岡短関連の事項を記す中で更に体調が乱れて行く〉。

「……◎健康の記録上ここ数週間の異変のみの直接原因は 1999 年 4 月 26 日から起こっています。

1: [原因]

労働省関連への手紙は健康の記録より、まだ少し危険と判断しておりましたが、1999 年 5 月 5 日もしくは 5 月 7 日に労基法違反の一つが時効となる事などから、刑法上の時効がどんどん進行する事が急に気になりとりあえず、(岡山短大管理運営責任者) 雇用促進事業団との交渉の間に入って頂いた美作……議員新免議員に時効阻止を目的に手紙を出した、まさにこの日に ~~原因~~ (起因) しています。ところが、不安は更につのり、労働省にも直に手紙を出す等……と岡山短大 (=岡短) の労基法違反の事項を何度も触れた事に本格的には ~~原因~~ (起因) します。詳細はこの間の下記の具体的な日程表を参照下さい。

2: [精神面]

①懸命に英語文献読みや英語テープ聞こうと考えても全くそれらが不可能で 何もできない時間がほぼ毎日続いた事。(尚、私共は職業柄こうした事は通常では年間通して皆無に近いのです。本年 4 月のやや正常な時の数値と比較下さい。但し、1990～93 年の無気力期と異なり瞬発力は肉体も精神もあり、恩師 ~~ま~~ への E-mail 返答等では一応の文を英語で記す事もできます。90～93 年の思考も能力も全て後退していた点でここが全く違います)。

②**意思抑制不可能現象**→新免議員への手紙、労働省への手紙、予備校OK学院MD氏への手紙、新免議員への再度の手紙、恩師への手紙……等、病状上避けた方が良いと思いまだすべきでない判断してたにもかかわらず連続して自分の意志にかかわらず私の被害書き続ける現象が起こった事

③**無意味な文章書き抑制不可能現象**の再発→全く記しても何の意味もない文章を当たりかまわず記す現象が再発してありました。(これらは海外とのE-mailの英語文通等を一切含まずでの事です)

④**頭の痺れ**とその後での**軽いとはいえ頭痛**が起こった事。

⑤**記憶力の減退現象**。→日程整理時にこの間の無気力のため珍しく記し忘れた箇所を記そうと思っても前日の事を半日分10時間近くを思いだせない事があった事(1990～93年の無気力期と96年頃以降の一時期以外は減多に起こらぬか、前日なら10時間にも渡ってこうした事は無かったように思います。……)。関連して釣り銭の超簡単な勘定ができない事がありましたが、暗算及び計算は強いのですが、これは一概に病気と関連づけられるか どうかは不明です。

⑥下記表の如く**社会全体への不正への憤りのトーンが高くなっている事**(必要時のみ具体的事例報告)

3:「**症状その他**」超激しい、何かの病気以外では考えられぬ**疲労感**があった日があった事。

超疲労例:4/30＝岡山市へ→ベストでインク2つ・知り合い店員がすぐ2分で準備、紀伊国屋6階のみ事前に予定の文献のみ即座に購入。他階等一切みず同時に探す疲労もなし。岡山市バス待ち時間入れ1Hで去る。この日AO医院へ。帰りのバス待ち時間は町役場上の鐘つき堂から……町の鯉のぼり等を動かずに望遠で見て景色鑑賞のみ。運動量毎日とほぼ同様。トラブルなし。前日8H以上睡眠。バスゆったり座れる。我が家に帰るや3H以上全く動けず。床へ。常識的に理解不可能。山陽町のバス調整時間も山陽町のバス停の所で動かず川の鯉をカメラで鑑賞等のみ。

※因果関係は不明も一覧表の如くこれらの時期と前後し**歯茎の欠如**及び歯茎から血がでた事(これは先生の指摘の如く因果関係はないかもしれませんが、逆に私が先日こうした一連の症状を先生に報告できなかったため先生の診断がこれらの情報により異なってくるかもしれません。とりあえず一応再度報告しておきます)。

4:「**内臓**」

尚、不思議と内臓はこの間余り悪くなく、ここも以前ならまず内臓に来る物が来なくなっている事も報告させていただきます。(油断は厳禁ですが)。また、何故かこの日でなく長期的流れより4月1日頃から急に体重が増加し始め**要約**(漸く)60キロまでに回復してきました。間食は以前より減らし、栄養摂取量は3月以前より減っているにもかかわらずです。これももうしばらく様子を見ぬ限り何の判断もできません。(63キロがベスト体重で岡短辞職前は55.5キロの時もありました。その逆に77キロ近くになった事などは既に述べた通りです)

以上、この間((99年)4/26～5/16)の大まかな報告をさせていただきます。詳細は以下の日程の表にてまとめております。

日付	4/1～25 ＝25日間計	4/26	27	28	29	30	5/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
事項		新免議員手紙				岡山市へ		労働省へ手紙		新免議員再度手紙	大学恩師へこの間の被害手紙									
☆一切何もしない時間等	計0時間:無用文書抑制不可＝合計計9H 勿論正常の年は0Hです		?不明	2H/2H	6H	※3H↑病的疲労	3H	5H	6H	3H	9H/4H 頭痺れ	6H	2H	5H	5H/1H	4H	4H/2H	3H	4H	4H/4H
その他						常識上理解できぬ疲労				前日10Hに渡る記憶無し	頭の痺れ→軽い頭痛へ	①歯茎の欠如と血:5/4頃～5/14[AO医院迄]、5/14以降ひとまず収まる ②世の不正全てへの憤りの感情がかなり高くなる								

☆→上段＝④英語学習等しようとしてもできぬ時間＋⑥無意味文書書き抑制不可能時間:下段→⑥のみの時間:H＝時間

〔99年10月上記補足解説〕→尚、同症状は99年6月25日に岡短・事業団に対する訴訟準備を仕掛けても起こっている。更には、今回のこの文章『『恐るべき労基法違反』の執筆』を8月30日に開始するや、9月26日迄は精神が乱れ続け、9月27日から漸く一定安定してくる。

訴訟の準備に8月中旬に入ろうとするや乱れに乱れてもいる。弁護士依頼が不可能に近い件は第4章第五節に記している。金があれば当然弁護士に依頼し、とっくの昔に弁護士を通じての交渉あるいは裁判に入っていることは言うまでもない。また、私の精神が乱れねば当然、相当早い段階で、労働省に直に足を運んだり、全政党回りをしたりしていることや、マスコミへの告発を行っていたりしたことも言うまでもない。これらをしかけるや上記の如く精神が乱れに乱れ、物理的に不可能な状況にあった)。

【参考—29:1999年6月25日に主治医への健康報告書の一部】

※外国人のE-Mail文書を読み、余りにミスが多く下手な英語を見て、岡短・「機構」が外国人になりすまし挑発をしてい

るのか、岡短MK課長が岡短の英語授業用に岡短学生と私を英語で文通させるなど私を利用しているのか、MK課長の嫌がらせか、など岡短を連想し乱れが始まる。本当に外国人が岡短・「機構」と無関係にあの下手な文書を記しているならば乱れは起こらなかったと推測している。→〈 〉は今回分かりやすくするため微修正部分。

□1999年06月11日～06月24日

項目	症状	備考
内蔵	通常：特に異常なし	
精神	6/22 迄快適な日々と日記に記している。 ★以下2日異常あり ① 6/12 → 3時間不要文書書き抑制不可能現象 ② 6/23→10時間精神興奮：生活乱れる	①岡短購入文献の自腹費用を思い出し。※注2 ②友人からの葉書見て→労基法及び民法の時効が急に気になり→興奮と乱れ開始
その他	6/22 迄読書集中：一日中勉強 ★葉書・手紙・E-mail対応異常現象→※1	★最近の症状と1998年起因原因（岡短手紙）

◎時効気になるが→昨年末からの健康の記録みると、まだ訴訟始めその他の準備は、健康の統計上は不可能と思われる。特に6月23日の件で超明白。

1：症状

- ① 6/23 →友人からの葉書：2時間余り大いに喜ぶ：2時間後に急変現象→岡短時効問題等がこの葉書契機に急に気になる。（参照資料→1：葉書、2：当日文書、3：母への言動、4：この後の日程表）
② 6/2 →ドイツ人カリンのE-mail受信＝ダウンロードが長引くも笑いながら受信：2時間余りこの心理約2時間後精神急変し、怒りと不信に似た感情に変化。
③ 6/7 友人のE-mail他手紙やE-mailで上記症状が起こり始める。

2：病気の種類か

- ①上記に共通事項は2点。1) 精神の急変現象。天国と地獄の如き変化。2) いずれも下記に記す岡短連想が~~起因~~（起因）。
②同症状、1) 岡短時代の精神急変現象と類似、2) 電話受信の乱れが起こったのと形態類似
③症状の発生→1998年の岡短との破廉恥交渉（加害者が担当の窓口とかその他の非常識交渉）が~~起因~~（起因）。
特に8/29と12/23の松尾副校長の手紙に対して激怒した事とそれと結びついた12/28の破廉恥交渉が明確に~~起因~~（起因）。
左記により1999/1/11→再度の精神の乱れの危険に直面し岡短に私宛への手紙も出さぬよう通告。以上に関する実証・確認文書、証人は下記※注補足参照。
④同症状→1952年の生誕より1988年の夏までは手紙、葉書に関しては皆無であった。大学院入試第一志望の名古屋法学部の不合格通知も、教員採用試験の不合格通知でも精神ただの一度も乱れた事はない。この症状と危害は1998年不当交渉と手紙に明白に~~起因~~（起因）する新たな病気と1999/6/25現在考えている。

※注補足：上記③（1998年）に関する文書、証人

- 1：《1998年》8/29乱れ→日程表、母への証言、同僚AS氏への手紙、東京法律事務所行きその他
2：《1998年》12/23乱れ→日程表、母への証言、新免婦人
3：《1998年》12/28の乱れ→日程表、母への証言、新免議員への手紙、《1999》1/11の岡短への通告文（同控え新免議員へ）、AO医院にも後日関連事項報告、関連事項《1999》5/4労働省へ送付（同控え新免議員へ）

3：[E-mail含む]手紙と岡短関連→岡短連想外の手紙類では一切精神の乱れ〈は〉現在までは皆無

E-mail文通のみ例を出す。E-mail文通、相手のミスより岡短が絡んでいるという不安が土台にある事に~~起因~~（起因）。これは二つの形で表れていた。ドイツ人とロシア人のE-mailを余りにひどいミスより、現実には岡短の学生相手に行われ、岡短学生の英訳と英作の授業に利用されているのではという土台に不信があり。そして、退職後すらもまた無料（無賃金）で岡短に私の時間を奪われているかという不信と耐えられぬ思い。あるいは、余りに人をからかったようなミスのため、岡短のMK課長が何かの実験で書いているのではという不信感がE-mail文通に関する精神の乱れの土台にある。特に、6/7友人からのE-mail読み、ドイツ人のMK課長というニュアンスを感じて、また脅し類のE-mail来るかという不安から6/8は食事でもできず。（食事ができなかったのは前回報告済みである）。万一、100%本物のドイツ人とロシア人相手である事が分かれば彼女らのミスが故意でない限りそれにより乱れる事は皆無と思われる。

※2：10年に渡る通常使用教材で、手元になければ予習復習できない岡短文献等で、一例を挙げればそれへの私の交通費宿泊費等で私1万円負担、岡短2500円負担でも所有権は岡短にあり没収された事への疑問（何10例とあり）。交通費、宿泊費及び労賃を私に支給するか、それとも将来一定金が入れば逆に私が文献代金を使用分値引きして支払い引き取らねばやっておく（ら）れず。（この種の事を急に思い出し上記となる）。没収事前に知っていれば購入に行かないか、もしくは文献代も岡短正規授業使用でも自分の金で購入する。実際、没収後は全て自分の金で正規教材で学生還元も行った。没収されたら交通費、宿泊費、購入の際の労賃のみか、この教材を元にした補助教材プリントその他が後に没となり大被害となる。尚、図書の本以外では正規慢性的例年授業使用のものは1983～88年頃まで約6年余り没収ないという慣例あり（口頭での契約事項は全てにおいてない。再試験監督などでのこうした点の明記を求めると対人関係破綻となった）。突如急転換し過去にさかのぼり没収。

《以下 2004 年 5 月 8 日追記》

①上記【参考—28】と【参考—29】は、大変読みにくい文章であるが、資料として医師などへの報告文からの抜粋及び引用のため、今回読みやすいように訂正はできない。同様に資料としての引用箇所は原則として誤字・脱字の訂正もできない。ただ《 》をつけて《1998 年》などを挿入しただけである。

②この第五節で記した労基法違反後遺症症候群の症状は、その後も今日（2004年5月8日現在）まで、ここに記した内容とほぼ同一の形態で症状が現れている。

参考までに書けば、その後も毎日、丹念に記録（日程表）などをつけ続け、それをまとめて定期的に、新免議員と主治医 A O 医師に報告文書として送付し続けている。『恐るべき労基法違反』を関係者、政党、政府機関などに 1999 年末と 2000 年 4 月に送付した後ですら、毎日の記録などの方は軽く数千頁分以上あり、ワープロ清書した報告文章ですら数百頁以上に及ぶため、それらを今回関係者全員に送付することは（インク代、超膨大な文書となり送付は書留小包となり、送料も高くなるなど）経済的問題からできない。ただし、その後の経過をみても本質的部分や事実関係については、この第 3 章第五節のみならず、本文全体でも訂正する箇所は現時点でも一箇所もない。

なお、『恐るべき労基法違反』執筆（1999 年末）後の医師、新免議員宛への報告文書が必要なときには、新免議員に送付したものなどをコピーされるか、新免議員経由でそうした文書が必要なことを連絡いただければ送付を検討する。新免議員や A O 医師に送付した報告文章の方は私の手元にないため、改竄（かいざん）その他を私自身がすることは不可能であり、新免議員宛への報告文書などをコピーされることをお勧めする。勿論私の方に文書を正式に請求されても送付を検討するし、その内容を改竄しようとしても新免議員や A O 医師に送付しているため、それらとの照合可能ということから改竄はできないようにしている。

ただし、毎日の記録の方を必要とされる場合には新免議員経由で依頼されれば第 4 章一節の公開の原則に照らして厳密に検討し回答することとなる。毎日の記録の方は私のプライバシーのみか他人のプライバシーに関する記述もあるためである。同時に 2000 年以降分だけでも枚数が数千枚（若しくは一万枚超過）のため、各 1 部^{ただ}コピーのみでも 10 万円前後のコピー代金がある。同時にコピーする場所の問題も生じてくるからである。但し、時間・費用から常識的最低必要分量内という限界もある。

（2010年12月追記）

【参考—28】と【参考—29】は本当に読みにくい下手な文章である。全盛期を超えたが精神疲弊が相当緩和されてきた、現在作成した『閉じた窓にも日は昇る』、『旅に心を求めて—不条理編』、『旅に心を求めて—教材編』（2010 年版）と比べれば一目瞭然である。また快方に向かいつつあった頃の『親方日の丸』、逆に精神疲弊以前に記した『旅に心を求めて』第 3 章「野麦峠^{ひまわり}の旅」（1989 年 6 月に記す）や『Dorothy と 10 人の出会い』（1988 年に思いつく）などと比べてすら、文章の酷さは一目瞭然である。これが岡短の不当行為により、作品の質が劣化したと記した証拠でもある。上記のようなメモではなく作品にも劣化が見られている。しかも、一番脳の機能する時期（37 歳後半から十年以上に及ぶ時期）での脳の劣化であった。2005 年以降は主治医・立会人に提出している各年健康報告文参照。症状は緩和傾向にあるが病気関連事項の本質は同一である。

第六節：病気に関する岡短外要因の検討

→映画・TV説が事実であった場合の岡短責任と賠償計算方程式

《◇一序：この項について》

この間の病気とそれに伴う生活支障の主因は今まで実証してきたように岡短にある。しかし、万一病気に関して他の極めて大きな要因がある場合には、岡短が支払うべき損害賠償からその要素を引かなければならない。結論から言えば、今回の損害賠償事項に関してはそうした項目はない。ただし「映画・TV・ドキュメンタリー」説が事実であった場合について記しておく。

《◇一：「映画・ドキュメンタリーかしら」説について》

映画・TV説は、駿台辞職前には想像だにしなかった。88年2月頃からほんの少し、89年末から93年末は精神疲弊でそうしたことを考える思考力も失われた。95年頃から再度疑いだした。岡短を辞職し、「恐るべき労基法違反」を関係方面に送付してからは映画・TV説を相当事実と考えるようになってきた。その根拠を以下、拙著『閉じた窓にも日は昇る』（原稿版）から引用する。

……駿台辞職後、一九八八年四月に岡山の予備校に行くと、政経は前年と同一の生徒が大半であった。日本史は、駿台時代に数年に亘り、よく質問に来ていた女生徒そっくりな子がいた。そして、岡短は既に記したように一気に変化が起こった。更に、旅に出ると、その日に限り、空が雲ではなく灰色に変化することがしばしばあった。同時に、その頃、岡短時代の同僚S講師（私の相棒で、私を岡短へ招聘した人）は、唇を膨らませ、まさに「松本清張の顔」の真似をしていた。

こうして、八八年から、徐々に回答を知り始めた。ただし、九〇年から九三年末の大吐血ショックまでは脳が機能せず、こうしたことすら考える余地はなくなっていた。意識が回復した九四年から再度、映画説を思い出した。特に九五年後半頃の西田ひかる妄想の頃から、以前以上にそう考え出した。なお、第一幕で述べる逆転法則は、九五年～九六年頃分かったことである。九三年以前、ましてや、八八年三月以前に、そんなことは考えたことは微塵もなかった。

だが、『恐るべき労基法違反』（一九九九年）、『恐るべき労基法違反・二〇〇四年版』を政府関係などに送付するや、パッチテストにみせかけた挑発が増加してきた。更に、『閉じた窓にも日は昇る』を自己プリンターで印刷したものを、知人・出版社へ数部送付後は、「では、犯人は仮説——～三の誰か」という形の挑発が激化した。もはや、分かりきっていたが、今回は当たり障りのない、軽い話のみ数例を出した後で結論を記す。

北京オリンピックの頃、TVで明石家さんまが^{ふさぎ}巫山戯るので、彼に「福原愛に、私の方に向かってVサインをせよと伝えておいてくれ」と言った。サンマは笑っていた。そして、ある番組で福原愛がVサインをしないため、私がTVの福原愛に向かいVサインをすると、彼女は急に笑い出した。その翌日頃、今度は福原愛がNHKのTVの中でVサインをした。私が笑うと、TVのアナウンサーも吹き出していた。

今度は一、二箇月前（二〇一〇年六、七月）頃のことである。『情報7days ニュースキャスター』という番組の中で、ビートたけしが「（彼の番組での相棒）安住紳一郎は今や（女性）人気度のナンバー1」とか言った。つられて、私がTVに向かい言った。「ブラッシーがいたので、力道山があった。ブッチャーがいたので馬場がありえた。タイガージェットシンがいたので猪木が光った」、と。すると、（引き立て役・悪役にされたと思った）ビートたけしが、TVに向かい身を乗り出しそうになった。偶然であろう。

何が偶然か？TVを見ているときは全てそうなのである。一日のみで、TVの中の俳優などのリアクションが数十～数百ある。極論すればTVを365日×10年みれば百万回以上そうである。勘違いの確率を超えている。

特に、反応が激しいのが、信じられないがNHKである。私が原稿内で主要なテーマと離れるため解説抜きで記した箇所を、通常の人が理解し辛いため、私の原稿のフォローや解説として行われたことが多い。NHKの場合には、原則として、私の原稿への反論や賛成ではなく、語句・人名・事件・思想などの丁寧な解説である。私の本の語句解説集の如く形で。

二〇一〇年四月一八日、新聞を見て「またか」と思った。この日のTVで、(過労で一部見損ねたが)NHK二時放送「NHKスペシャル、日本と朝鮮半島第1回、『韓国併合への道』」の中で、「伊藤博文暗殺と安重根」の特集が組まれていた。私が『旅に心を求めて——不条理編』という原稿を、本年(二〇一〇年)一月～四月三日にかけ執筆し、某出版社へ送付した。(四月五日、かつ控えあり。)その後書きに、解説抜きで「伊藤博文暗殺と安重根を訪ねての旅」が今後の課題と記した。するとNHKで、即特集である。同様に、同原稿の第三章水俣への旅の中で、「最大多数の最大幸福」の語句を解説抜きで記していた。すると、NHK教育放送で「ハーバード白熱教室」シリーズ(一回目・二〇一〇年四月四日と二回目・四月一日)で、「最大多数の最大幸福」という功利主義論の解説が行われ出した。原稿送付前から、執筆段階で幾つものTVで、原稿の内容が挑発的に語られていた最中である。因みに、菅総理(二〇一〇年九月現在)のスローガンは「最小不幸社会」である。

二〇〇一年九・一一事件の後二〇〇二年前後に、東京法律事務所から、何かの署名をお願いされたときに、私は九・一一事件は、政治学者として分析すれば「トンキン湾型(架空事件)か真珠湾型(やらせ疑惑事件)か、それとも限りなく、盧溝橋事件型(不可思議な事件)と同様の疑惑がある」と記述して返送した。すると、NHKが、その直後に盧溝橋事件の解説を急に生じたことがある。解説をしたのは、松平定知アナウンサーであったと思う。{二〇〇三年七月二日(水)放送『そのとき歴史が動いた』第一四一回「盧溝橋事件・運命の4日間～中国派兵への重大決意～」参照。}なお、盧溝橋事件は謎・不明の点が多すぎ、自作自演劇の例として、柳条湖事件(一九三一年)の方を記すべきであった。

また、この『閉じた窓にも日は昇る』を二〇〇七年から執筆を開始したが、この原稿の第一三章(二〇〇七年記述時は第一二章)で福沢諭吉、緒方洪庵、適塾について簡単に触れるや、NHKで緒方洪庵特集がなされた。{二〇〇七年十一月二八日放送、『そのとき歴史が動いた』第三〇七回「緒方洪庵・天然痘との闘い。」} これらも偶然か。

国民年金問題で安倍政権がもめたときは、私が当時記していた原稿『親方日の丸』及びその他のメモ書きと、同時並行で私との問答型で、事態は推移していった。年金問題などの詳細は次年度記述予定の原稿を見ればよい。

この種のTVでの反応を全て書けば、原稿用紙で、四〇〇字で数万枚になるかもしれない。ならば、私の人生は奇妙な偶然だらけとなる。私がAと言い、その直後に、TVで急にAを解説する確率が90%以上となれば、偶然の確率は逆に10%未満である。この中で日本及び世界の政治経済に影響を与える物のみを選び、『日本のもう一人のフィクサー・"ME(私)"』にて次年度記す予定である。
.....

こうして、TV・映画説が事実ではないかと、岡短辞職後に一層思い出した。しかし、それが事実であった場合でも、岡短の賠償額は増大することがあっても減少することはない。万一、金銭面では保険とか映画担当者が岡短分を負担してすら、刑事犯罪面の刑罰から逃れることはできない。時効は随所に記しているようにバトンタッチ論の場合には開始すらしていない。

《◇-2：映画説の場合の岡短賠償問題について》

万一、本当に映画・TV類ならどうするのか。これについては以下①と②に記している如く、①の映画等でない場合の方が、基本の土台の損失額が大きく違うため、岡短の賠償額は低くなる。②の映画等の場合には、岡短の因果率や責任率が大きく減っても(プライバシー侵害、拷問、人権無視など)損害額が大きく違うため、岡短賠償額は桁違いに高くなってくる。

①映画類でないとき、②映画類時の岡短賠償額についての損害賠償の仮説を述べる。

①映画外：損失額等100×岡短因果律1（100％）×岡短責任率1（100％）＝賠償額100とする。
 ②映画時：損失額等100000×岡短因果律0.2（20％）×岡短責任率1（100％）＝賠償額20000。

ただし、映画類であろうと、労基法違反が主因であろうと、常識を逸脱する長期の吐血・窒息状態はナチ並みの拷問に等しく、人道上許されるはずがない。

そして、映画であろうとなかろうと、吐血が葉か何かで起こされたとしてすら、1989年3月の単位認定権剥奪とその下での10月の学生の授業破壊行為は実際のパンチ以上に応えている。私の責任感と、単位認定権を奪われ、丸腰での解決不可能な難問との間での軋轢は相当な心労であったし、人前で裸になる以上の苦痛であった。相当ぶん殴られたのと全く同一のパンチであった。

同様に2度の労基法2条2項違反も相当応えた。岡短が直に手を下したことは事実である。労基法違反のショックは物理的な暴力に完全に匹敵する。そのくらい応えた。

仮に映画類としてすら、短期大学校で映像に出るなどの労働契約を結んでいないため、労基法5条の事実上の強制労働を強いられたことともなる。しかも、岡短で無理難題を逃げられぬ状態で長期押し続けられたことは一種の拷問で使われる手口でもある。それを岡短は明白に生徒・事務員により行っているため、映画の有無に拘わらず、完全に暴力以上の危害を実質的に岡短から私は被っている。

よって映画であろうと、労基法違反が原因であろうとも、被害を受けた者としては、また直接加担した学生、職員全員への2章四節《◇-3》で記した大吐血・窒息状態を（「目には目を」は禁じられていたとしても）私的に道義に基づき要請（説得）したいというのが被害者の心理である。

《以下2004年5月9日追記：映画説の場合は即関係者全員の逮捕を望む》

この所、本当に映画説かと疑う出来事が増えているため、明白に以下述べる。

映画説ならば、職業選択の自由、人身の自由、経済の自由、幾多の拷問その他の私への傷害罪……などの人権の剥奪（はくだつ）・侵害である（既に記述した如くナチスが犯したのと同様な拷問を長期にわたり行ったという歴史的な大犯罪である）。現在も事実上自宅に監禁・拉致の状況下であり、かつ様々な挑発行為もあり、通常の社会的生活がおくれない状態（拉致・監禁・監視……）のため刑法に違反する大犯罪である。

そこで、即座に中止せよ。若しくは中止させ、映画その他の関係者を即座に逮捕していただきたい。周知の如く、刑事事件は、本人の告発がなくても、犯罪を抑止し、何人かが既に罪を犯している場合には犯罪者を逮捕できるはずである。映画説ならば明白に大犯罪を犯していることは既にこの本文の各章などで実証している。

公的機関や政党の人間などがそうした犯罪を知っていた場合には、その犯罪を見逃してはならない責任がある。一般の人、特にマスコミなどでも同様にその責務がある。

映画説の場合には即座にそうした行為を中止させ、関係者全員を逮捕し、また加担した人間や加担した機関のすべての人間に刑罰を与えることを強く要求する。勿論、映画説の場合には岡短職員も拷問や監禁への加担者、強制・奴隷・事実上の監禁労働強要への加担者として即座に逮捕し、刑事の側面からも裁判にかけていただきたい。法治国家である以上当然のことである。因（ちな）みに映画説の場合における岡短の民事賠償に関しては上記に記した通りである。

なお、刑事・民事においても映画説の場合には時効どころか、時効の開始すら始まっていないはずである。例えば、誘拐犯の時効の開始は誘拐した時点からではなく、誘拐した人間が殺された時点か、逆に解放された時点から時効のカウントが開始されなければならない。3歳の子供を誘拐し80歳まで監禁し（AとBが協定を結び3歳～59歳までをAが、59～80歳までをBが監禁し）、80歳で救出された老人にあなた（あなた）の3歳から59歳までの被害は既に時効のため、3歳から59歳まであなたに危害を加えた人（A）はもう無罪であり、その期間の賠償も「無理です」とは言えないはずである（ヤクザに監禁され続けていた被害者にも同様の原則が当てはまるはずである）。

誘拐事件と同様に、私の被害に関する時効の開始は、事件が起こった時点でもなく、犯人が明確になった時点でもなく、私への干渉及び犯罪行為が完全になくなり、私が完全に自由の身となり、社会通念上の社会生活が保障された時点から開始するはずである。2004年5月現在は時効の開始すらまだ始まっていないと社会通念上考えられる。

万一、私の家族が映画類、若しくはその他のケースでこうした犯罪に絡んでいたとしても、上記内容に

変化は全くない。刑法旧200条尊属殺人の項目の例をだすまでもなく、尊属を始め身内が絡んだ場合にはその罪は重くなることはあっても軽くなることはないのである。

《◇－3：岡短を舞台にして行われた犯罪を振り返って》

映画類であろうとなかろうと、岡短で行われたことは第1章及び第5章で述べる如く刑事犯罪「詐欺」であった。万一、映画説が事実ならば労基法違反のみならず、詐欺罪と傷害罪等々の刑事犯罪が確定する。拙著『閉じた窓にも日は昇る』から、岡短で行われた残虐性を再度指摘しておく。

また、岡短授業用投資の大半は父の遺産、母からの金、姉からの借金類であったが、投資する金は九七年末にゼロとなると試算されていた。実際、辞職直後貯蓄額は無いに等しかった。そこで岡短は私から絞り取ることはできない状態にあり、追放若しくは釈放の運命となっていた。更に映画説ならば一〇年間も同一の場では視聴者が飽きる。余りに単純かつエゴな話である。

因みに、映画説では、無法学生が登場する前に、岡短の職員の誰かが労基法違反や不法行為を必ず先にやり、私を羽交い締めするというパターンも理論的整合性を持つ。この種の羽交い締めは映画説とすれば大昔にもあった。大学時代の学園紛争に巻き込まれた時には、実は強力な羽交い締めがなされていた。もし羽交い締めがなければ、私は穏健な性格であるが、一本気のため限界を超えれば、腕力類は強いこともあり大惨事になっていたかもしれない。駿台等の謎の女性群と併せて、半生をまとめていつか社会に告発せねば私の怒りは収まらぬし、私の人格とプライドも保たれぬ。ただし、映画説が明白とならぬ限り、これらの謎と本質の暴露は後日ミステリー型懸賞小説にでも応募するしかない。映画説ならば、読めば人は呆れかえるであろう。もし映画説でないならば、岡短が労基法違反・不法行為だらけ、無茶苦茶な職場であったことの証明であり、そしてこうした事を覚書に相当記述し始めたのが九六年頃のため、労基法違反による精神疲弊のせいとなる。

何故、岡短を辞めなかったのか。大昔の女郎の例えでは、九〇～九三年は「足抜き」をしたいが、女郎の仕事が原因で大病になると抗議どころか、他で使い物にならぬため女郎を首になるのを恐れることは既に述べた。万一、その女郎が元気になっても、監禁され逃亡できぬようにされるのみか、もの凄い組織力で他の望ましい仕事を完全に封じられれば、月日とともに観念せざるを得ない。観念をすれば、女郎の範囲内で少しでもましな待遇を求めるものである。例えば、「女郎としての確約された待遇だけは最低でも保障しろ」、「せめてピンハネするのは止めて、決めた約束だけは守ってくれ」、「むやみに暴力を振るったり私物を盗んだりするな」とかである。これが、私の九五年～九七年である。私にとっての「確約された待遇」が「専任待遇」であり、「ピンハネするな」は「労基法違反を止める」であり、「暴力や私物を盗むな」が「偽学生を放り込み二重労働（卑劣な手段で労働の強化）を強いるな」や「職員の実ミスで私物を盗むな」である。

だが、通常説であろうと、X1説であろうと、映画説であろうと、私が精神を疲弊させられた事は事実である。しかも、八八年度以降の武器は同一である。結論から言えば労基法違反である。そして、岡短辞職後のパッチテストと思わせた巫山戯た話題提供型挑発でも、被害・病気の原因は労基法違反であると反応ははっきりとでている。もはや、労基法違反被害症候群が病気の本質と確定したと言ってよい。こうした不法行為→心身症→自律神経失調症→内臓疾患となる。全貌が明らかになれば、新聞のトップ記事になる犯罪であり、TVで、場合によれば世界中のTVで、報道されるべく大事件である。どの説ですら、厚生労働省所管、独立行政法人雇用・能力開発機構（私の在職時の理事長は労働省事務次官の天下り）による労基法違反を中心とした大被害だからである。再度記す。嘘は何一つ記していない。本当に現在も進行形の事件である。

友人の同僚A講師は、この岡短を捕虜収容所とか強制収容所とか称していた。そこで彼に敬意を表してこの第三編を「強制収容所」とした。本質は、教育問題ではなく労基法一条（人たるに値する生活）違反の上で、更に多数の労基法違反被害であり、収容されたのは学生ではなく私であり、戦前の娼部屋、強制連行の世界での貢ぎ労働連続であった。

ちなみに、岡短を辞職して数ヶ月の間に、岡山県ME高校（岡山県で公私あわせて、最も年俸の高

い高校)より専任で来て欲しいと、岡山の予備校にも、我が家にも電話での教壇への誘いがあったが、とてもいける状況にはなかった。精神疲弊が激しすぎた。第一、即座に教壇に立てる状況ならば岡短を万一辞職するとしてすら、一九九八年三月末にしていた。常識である。

まさに江戸時代の女郎の世界、それが岡短時代であった。上記と重複記述であるが再度記しておく。

振り返れば、89年末頃から、特に1990年以降は岡短を辞めたいというよりも、「足抜き」をしたいに決まっている。女郎は当然足抜きをしたい。だが、女郎の仕事が原因で大病になると、抗議どころか他で使い物にならなければ、女郎を首になることを恐れるという逆の思考になる。それが私の1990～93年であった。万一その女郎が元気になっても、監禁され逃亡できぬようにされるのみか、もの凄く組織力で他の理想的な若しくはそれに準ずる仕事を完全に封じられれば、月日とともに観念せざるを得ない。観念すれば、女郎の範囲内で少しでもましな待遇を求めるものである。例えば、求めるものは「女郎としての確約された待遇だけは最低でも保障しろ」、一応報酬の約束があれば「せめてピンハネするのは止めてその約束だけは守ってくれ」、「むやみに暴力を振るったり私物を盗んだりするな」とか、……である。これが、私の1995年以降である。

女郎にとって「確約された待遇を実現せよ」が私にとっての専任待遇であり、「ピンハネするな」は「労基法違反を止(や)めろ」であり、「暴力や私物を盗むな」が「偽学生を放り込み、二重労働(卑劣な手段で労働の強化)を強いるな」である。特に中心は、監禁労働、社会的意義なし労働でも、安いとはいえせめて岡短の専任の賃金をくれである(ましてや、専任確約で閉じ込め、非常勤講師としての労働条件すら侵されるでは何をか況んやである)。だが、それは最悪の選択肢の中での最悪の選択でしかない。当然、その枠組自体をなくし、自由になり、転職と自分の能力に相応(ふさわ)しい仕事に就(つ)くことへの妨害自体をなくしたい。これが理想である。否、権利である。

【2016年8月2日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、このPDF配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>

④参考

公式HP→<http://takahama-chan.sakura.ne.jp/>

安らぎ文庫HP→<http://h-takamasa.com/>